

令和4年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和4年9月12日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
16 番	伊 藤 房 代	17 番	向 後 悦 世
18 番	景 山 岩三郎	19 番	木 内 欽 市
20 番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

15 番 宮 澤 芳 雄

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行政改革 推進課長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志

企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
市民生活課長	向 後 利 胤	保険年金課長	高 野 久
健康づくり課長	齊 藤 孝 一	子育て支援課長	多 田 英 子
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	浪 川 正 彦	都市整備課長	飯 島 和 則
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
消 防 長	伊 東 秀 貴		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 通告順により、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、井田孝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年第3回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、水道事業について質問いたします。

（1）住宅や事務所の新築に伴い新規に水道の引込みを行う場合、規制等はあるのかお聞きします。

（2）令和4年から、給水・配水管の布設替え工事を行う予定ですが、それによりどういう効果が期待できるのかお聞きします。

質問事項2、旭市立保育所再編計画について質問いたします。

（1）保育所の統廃合についてお聞きします。

先週の全員協議会において、青年の家跡地に、中央第二保育所とゆたか保育所を統合するという説明を受けました。この統合保育所に反対ということではありませんが、この先、中

中央第一、第三保育所を統合する計画があるのであれば、立地を考慮し、中央第一、第三保育所も含めて統合するという考えはなかったのでしょうか、お聞きします。

(2) 青年の家跡地に新たな保育所を計画するのであれば、これからの少子化を考慮し、隣の第一給食センターから給食の提供はできないのかお聞きします。

質問事項3、窓口サービスの向上について質問いたします。

(1) 昨年、伊藤房代議員からも質問がありましたが、死亡手続きに関するお悔み窓口の設置についてお聞きします。

ハンドブック導入による効果や課題、先進事例の調査など、これまでの検討状況、今後の対応について伺います。先進事例では、お悔やみ窓口の設置や「おくやみハンドブック」の配布により、遺族の負担軽減を図っている自治体もあるそうです。本市でも、ハンドブックを作成したとのことですが、導入後の効果や課題についてお聞きします。

質問事項4、公園の充実についてお聞きします。

(1) 旧本庁舎跡地の天神公園整備計画について、現在の進捗状況はどうなっているかお聞きします。

1回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、大きな1番、水道事業について、(1) 住宅や事務所の新築に伴い、新規に水道を引き込む場合の規制等はあるかについてお答えいたします。

新規に水道引込みを行う場合、専用住宅については特段の規制はありません。営利を目的とした事務所等については、新規に使用する水道の水量を賄うだけの容量があるかどうかについて確認するため、事前の協議をお願いしております。

続きまして、(2) 令和4年から9年にかけて給水管の布設替え工事を行う予定だが、それによりどのような効果が期待できるかについてお答えいたします。

本市の給水管路の更新については、令和2年3月に策定した水道事業の長期計画である旭市水道事業ビジョンに基づき、基幹管路の耐震化、重要給水管路の耐震化及び増径、自然流下区域拡大のための管路整備、各配水系統間のループ化のための管路整備を順次行っていく予定です。

これらの管路の整備により期待できる効果ですが、基幹管路及び重要給水管路の耐震化に

については、災害時の断水の減少や早期復旧が、自然流下区域拡大については、動力費の削減、停電時に断水する区域の縮小が、各配水系統間のループ化につきましては、災害や事故が発生したときの給水確保がそれぞれ期待できます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは、大きな2番、旭市立保育所再編計画について、（1）保育所の統廃合について、青年の家跡地に中央第二保育所とゆたか保育所を統合保育所として整備する計画になっているが、立地を考慮し、中央第一、第三保育所も含めた統合は考えられないかについて回答いたします。

中央第一保育所、中央第二保育所、中央第三保育所の統合については、旭市公立保育所再編計画策定懇談会の場においても議論を重ね検討したところですが、3施設を一つに統合すると施設規模が300人以上となり、保育所の運営が大変になるという意見もありました。また、駐車場の確保や周辺道路の渋滞等の問題も生じるため、2施設ずつの統合を基本としたところです。

ご質問の4保育所を統合した場合には、利用定員が400人を超えるため、さらに施設規模が大きくなってしまいます。

現在計画している中央第二保育所とゆたか保育所の統合を見据えた上での保護者説明会、地区説明会、近隣地権者の個別説明を実施し、いずれの場でも反対意見はなく、ご賛同していただけたものと認識しているところです。

このことから、老朽化が著しい中央第二保育所とゆたか保育所を最優先に統合整備してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）青年の家跡地に保育所を計画するのであれば、これからの少子化を考慮し、隣の給食センターから給食の提供はできないかについてお答えいたします。

保育所における給食については、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中で調理室を設けることが規定されており、各保育所において調理を実施しております。

保育所の給食は、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食の提供や、食物アレルギーを持つ子どもには、個々の子どもに合ったアレルギー対応食を提供しております。また、保育所は小・中学校と違って夏休み等の期間はありませんので、継続して給食を提供する必要もあります。

このことから、学校給食センターから保育所への給食の提供は、現時点では考えており

ません。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、ただいまの2の（2）給食センターからの給食の提供についてお答えいたします。

給食センターから保育所への給食提供につきましては、施設の共同利用や食材発注の一元化などを効率的に行える部分がある一方で、様々な課題もあります。

まず、給食センターでは、離乳食の提供ができないという課題があります。そのほか、小・中学生と保育園児では、喉に詰まる可能性のあるウズラの卵や豆類などの除去、衛生管理及び栄養摂取基準の違いなどから、調理手順の変更のほか、専用の調理ラインを整備する必要があります。また、小・中学校の夏休みなどの長期休業中は保育所のみの稼働となるため、調理設備や配送が非効率となり、また、現在行っている長期休業中のメンテナンスに支障が出るおそれもあります。

以上のことから、保育所への給食提供については、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 市民生活課からは、大きい3、窓口サービスの向上についてお答えします。

本市の「おくやみハンドブック」は、ご家族が亡くなられたときに、ご遺族の方に行っていただく市役所関係の手続きを中心に、相続関係など、必要となる事柄を分かりやすく確認できるように作成いたしました。本年の6月6日から、死亡届を受理した際にご遺族の方へ配布をしてございます。

導入後の効果や課題につきまして、ハンドブックの配布を開始しまして3か月を経過したばかりでございまして、明確な効果や課題の検証は難しいところですが、市役所の窓口へ手続きのためお越しになった方が、ハンドブックをお持ちになっているのを拝見しております。そのようなことから、この冊子をご遺族の皆様にお役に立っているものと感じております。

以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課からは、4、公園の充実についての天神公園の現在の進捗状況についてお答えいたします。

天神公園は、旧本庁舎跡地に整備予定の約0.7ヘクタールの公園で、平成29年10月6日に都市計画決定しております。

現在の進捗状況につきましては、公園の整備時期が決定していないため、具体的な進捗はございません。今後の整備に向けましては、利用者の方々に有効活用いただけるような施設の設置について検討した上で、施設設置計画を策定してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 質問事項1、水道事業についての（1）について再質問いたします。

事務所等について、新規の水道引込みが難しいのはどのような場合かお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 接続する水道管の容量を超えて新規に水道引込みを行った場合、その水道管につないでいる全ての住宅や事務所等の水道の出が悪くなる等の弊害が発生するおそれがあります。このため、既設の水道管の容量を超えて使用することになる場合、新規の水道引込みが難しい場合がございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、再々質問いたします。

水道容量が不足している地域で事務所等の開設を計画した場合、給水が可能になる方法はないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 用途が事務所等である場合、計画段階での事前協議をお願いしております。水道管の容量が不足する場合でも、少ない水量でも給水が可能な機器、例えば受水槽を設置することにより給水が可能になる場合がございます。また、申請者の負担により、水道管の増径やループ化を行うことにより、給水が可能になる場合がございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、4回目の質問をいたします。

水量が不足している地域を把握しているのか、またその地域の配管を増径する予定はある

のかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 本市の水道事業の長期計画であります旭市水道事業ビジョンを策定する際に、水量が不足する地域を大まかに把握いたしましたが、詳細に把握することは難しいものと考えております。

地域ごとの水量不足については、旭市水道事業ビジョンを参考に、水道管の更新の際に適切な口径を選択してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では続きまして、質問事項1、（2）について再質問いたします。

重要給水管路の布設替えを行うことにより、水量不足の地区は解消されるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、災害時の避難所や旭中央病院などの重要拠点へ給水する管路を重要給水管として設定して、優先的に耐震管路への布設替えを進めることとしております。この布設替えに伴い、多くの管路を増径するため、水量不足区域が解消していくことが見込まれます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、再々質問いたします。

重要給水管路の布設替え工事が終わった後、枝分かれする支線の耐震化の予定はあるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 給水管路の耐震化事業は、財源を確保しながら、全ての管路を布設替えするのに40年以上かかるものと想定しております。

現在の水道事業ビジョンは令和11年までの計画ですが、この期間については、基幹管路及び重要給水管の耐震化を優先しておりますので、それ以降の計画において、支線の耐震化に

ついて検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、4回目の質問をいたします。

旭市総合戦略では、市内への移住・定住促進や起業・創業を重点施策として進めています。旭市に住宅や事務所を建てようとした際、水道の容量が足りず、ライフラインを確保するのに、自己負担で膨大な費用がかかるということで、移住や起業を断念するという事態にはなっていないと考えます。

全ての管路の布設替えに40年以上かかるということですが、移住して住宅を新築される方や、起業されて新規の事業所を建てる方が水道を引き込む際、水量不足が発生する場合、市の負担で布設替えを行うか、また補助金を出すか、もしくは受水槽の設置に補助金を出すことができないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 移住に限らず、個人の方が水道を引き込む場合で、前面道路に水道管がない場合は、旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する規程による補助金制度がございます。

事務所等の新築に伴う水道の引込みや受水槽の設置については、現在では補助制度はございません。補助制度の創設につきましては、都市計画や移住政策とも関連してくるため、関係課との協議をいたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

続きまして、質問事項2、旭市立保育所再編計画についての（1）について再質問いたします。

ほかの保育所との統合も検討していただき、四つの保育所の統合では、規模が大きくなり過ぎ難しいということは理解いたしました。

では、保育所再編計画の再編案B、日の出、とみうら統合保育所の計画はどうなっているのかお聞きします。

日の出保育所は、建築年も割と新しく、鉄筋コンクリート造の平屋建てであり、耐震性に

については問題がないと考えられ、改修によりバリアフリー化することも可能です。日の出保育所を使用しての統合はできないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

日の出保育所ととみうら保育所は統合を予定しており、耐用期限を基本とした再編スケジュールに沿って事業を進めてまいります。どのように進めていくかは、現在のところは未定ですが、増改築をするなどして対応していくことも含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、再々質問いたします。

耐用年数、耐用期限という言葉が出てくるのでお聞きします。

保育所再編計画の中に、耐用年数R C造47年とありますが、これは税法上の減価償却の年数であって、建築基準法に耐用年数というものはありません。また、千葉県では、建物長寿命化計画を進めており、R C造の建物の使用年数は80年を目指しています。そのためには、定期的な調査やメンテナンスが必要になります。

市内の保育所においては、3年に1度、建物の定期報告を行っており、外壁にクラックや塗装の劣化、防水の不具合があれば、指摘として上がってきます。その都度、その指摘内容を確認し、建物を長く使うための努力は行ってきたのでしょうか、お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

保育所は、建築基準法第12条により、2階の部分の床面積の合計が300平方メートルを超える施設について、2年に1度、特定建築物定期調査を実施しているところです。

建物を長く使うための努力は行ってきたのかとのご質問ですが、現在、市としては、検査の報告により指摘事項として上がってきた項目を精査し、優先度の高い施設から修繕を実施しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、4回目の質問をいたします。

修繕をしているということですので、お聞きします。市内の保育所は、全て耐震改修が終わっています。これから再編計画の中で、躯体の損傷がない施設や昭和56年以降の新耐震基準を満たしている施設は改修で対応できないでしょうか。

なぜ建物の改修にこだわるかという、R C造で新築の場合、工事費全体のうち、基礎を含めた躯体工事の割合は4割以上を占めます。建築資材が高騰している現在、一度上がった価格は下がらないと考えられます。躯体を残して改修すれば、その分工事費の削減が図れます。改修工事でも、バリアフリー化や最新の設備機器の導入、デザインを一新することも可能です。再編計画を見る限り、耐用年数が来れば全て建て替えようというように思えてなりません。市の見解をお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 貴重なご意見をありがとうございます。

現在、はっきりした方向性がまだ決まっておりません。増改築を含めて、今後検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 参考までに、うちの事務所は鉄骨造で、税法上の減価償却年数は34年となります。しかし、築50年たちますが、外壁、防水、水回りを改修して、今でも十分使えています。民間の事業者では、税法上の耐用年数で建て替えることができないので、長く使えるような努力をします。市で所有する建物ができる限り長く使えるよう、点検、メンテナンスしていただくことをお願いします。

続きまして、質問事項2、（2）について再質問いたします。

現時点で、保育所の給食を給食センターで提供するのは難しいということは理解しました。しかしながら、この先、少子化により、小・中学生の生徒数が少なくなるのは目に見えています。将来的に、給食センターのラインに空きができた場合、保育所の給食を提供できるシステムは考えられないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 将来的に、児童・生徒数が減少しましても、児童・生徒数にかかわらず、アレルギーの個々の対応には、学校給食センターでは、アレルギーの原因となる食材などが混入しないようにするための調理専用のスペースが必要となります。食数が減っ

でも余裕スペースはありませんので、困難であると考えております。

そのほか、離乳食の提供、夏季休業期間の問題などを解決し、学校給食の提供時間に影響が出ないことを最優先に考慮する必要があります。今後、実施している自治体の情報を収集し、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

続きまして、質問事項3、窓口サービスの向上についての（1）について再質問いたします。

ハンドブックの実物を見させていただき、よくできているという印象ですが、冊子のボリュームがあり過ぎることと、チェックシートを使って各ページを参照するのですが、そのページ数の文字が小さく分かりづらいと感じます。できるだけ分かりやすい、シンプルな内容のハンドブックに改善することはできないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 「おくやみハンドブック」の製作と発行につきましては、官民協働による発行事業としまして作成しており、冊子内に民間事業者の広告を掲載していることから、製作費はかからないようになってございます。

なお、毎年1回、ハンドブックの内容を精査いたしまして、再発行する予定になっております。手続きに必要な情報更新のほか、利用者や関係者のご意見も参考にしながら、より見やすく活用しやすいハンドブックに改善してまいりたいと考えております。

本日頂戴いたしました貴重なご意見も参考とさせていただき、次回ハンドブック作成時に反映できるよう検討させていただきます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、再々質問いたします。

千葉市では、お悔み窓口を設置して、手続きが一度で済むようにしているようですが、旭市でも同様の窓口の設置ができないのか、また設置できない場合、手続きが困難な高齢者や体に不自由のある方が来られたとき、職員が付き添うなどの対応はできないのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） お悔み窓口につきましては、千葉県内でも専用の窓口を設置し、予約制などで実施している自治体があることは認識しております。

ご家族の方がお亡くなりになると、市役所窓口でも様々な手続きが必要となりますが、旭市では、新庁舎となり、手続きで関係する主な担当課を1階フロアに集約し、市民の方への利便性向上を図ったところであります。

専用窓口の設置につきましては、先進地の事例も参考にしながら、今後、関係課を含めた検討もしてまいりたいと考えております。

なお、窓口の移動が困難と思われる方の手続きについてですが、死亡届に限らず、市民生活課の職員のほか、該当する部署の担当職員が窓口まで出向いて対応したり、あるいは職員が付添いをしながら手続きのお手伝いをするなどの柔軟な窓口対応も行っております。

今後も来庁される方に寄り添えるよう、窓口での負担軽減とサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

続きまして、質問事項4、公園の充実についての（1）について再質問いたします。

旧本庁舎跡地の整備時期は決まっていないということなので、お聞きします。3月の定例会においても質問しましたが、踏切からセブン-イレブンの交差点へ続く西側道路の歩道の確保についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、建設課からお答えいたします。

旧本庁舎跡地西側の南北市道の安全対策といたしまして、敷地の一部を利用しまして、歩行者や自転車の通行スペースを確保する工事を予定しております。

主な工事概要につきましては、北側及び南側の2か所で一部ブロック塀を撤去いたしまして、通行スペースへの出入口を設置するとともに、既存のブロック塀上部のフェンスを撤去しまして見通しをよくすることや、幅員2メートルから3メートル程度の通行スペースの確保を予定しているものでございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、再々質問いたします。

公園整備が決まっていない中、敷地内に通行スペースを先行して設けていただくことは、大変いいことだと思います。しかし、ブロックを撤去し、踏切側、交差点側に出入口を設けるとなると、自転車や歩行者が車道へ出る際に混雑して危なくなることはないでしょうか。安全対策はどう考えているのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、現在工事を予定しております通路の出入口の安全対策でございますが、出入口につきましては、自転車や歩行者が車道へ飛び出さないよう、注意喚起のため、ポールや看板などの安全施設を設置する予定であります。また、主な利用者であります第二中学校の生徒や中央小学校の児童には、通行のルールなどについても、学校を通じて注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、4回目の質問をいたします。

旧本庁舎解体後、地元住民の方々は、すぐに代替の天神公園ができるものと期待しています。現状は、建物跡に草が生え、カラーコーンが置いたままとなっており、決していい景観とは言えません。今年度、通行スペースを計画しているのであれば、時間を空けずに公園の整備ができないのか、また整備時期はいつ頃になるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 現在の本庁舎跡地は、第二中学校の特別教室棟大規模工事を実施していることから、工事が終了する来年2月までの間、教職員の駐車場として利用しております。

議員ご指摘のとおり、本庁舎が建築された部分は草が生えるなど、現在の状況は好ましい状態ではないと認識はしてございます。したがって、来年度からにはなりますが、まずは整備に向けて着手したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○議長（木内欽市） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） おはようございます。議員番号9番、島田恒です。

議長から質問の許可をいただきましたので、一般質問させていただきたいと思います。

9月1日は、ご案内のとおり防災の日でした。防災の日を含む1週間というのは、防災週間ということになっております。そして、この9月は防災月間と。台風の季節でもあり、もともとは関東大震災、9月1日、大正12年ですか、にちなんで策定されたものです。今年8月には、東北、北陸に豪雨被害が襲ったということは記憶に新しいところですが、今現在も沖縄には繰り返し繰り返し台風が押し寄せているという状況です。大きな災害のないことを祈りたいと思います。

3年前、2019年の房総半島を襲った台風15号ですか、から丸3年、土曜日の千葉日報の熊谷知事のインタビュー記事にも、「日本一の災害防災県 千葉」の実現の思いをインタビューで申されておりました。本市においても、東日本大震災においては大きな被害と、また多くの犠牲を出したことを改めて思い起こして、そういう意味からも、まさしく千葉県一の防災のまちづくりをさらに進めなければならないと考えております。

本市においては、この4月に地域防災計画が改定されて定められましたけれども、見ていただくと分かるんですけれども、おおむね300ページぐらいにも及んでおります。分野別に丁寧にまとめてあると。これは災害対策本部が中心となって、災害に的確に対応する内容ですけれども、行政マニュアルというか、そういう性質、性格のものなのかなというふうに考えております。もちろん、それは大変重要なことでありますし、行政機能をしっかりと機能させると。迅速な初動体制を取る、災害対策本部が中心となって、情報の収集あるいは分析を行って、機動的に対応していくと、そういう体系立った計画であろうかと思います。

そこで、私からは以下2項目、おのおの3点の質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、1項目めですが、地域の防災計画につきまして、1点目、申し上げましたように、本年4月に修正された地域防災計画の市民への周知、内容の周知をどの

ように考えているかが1点目でございます。

それから2点目、災害時の長期停電に対する市の対応策についてお伺いしたいと思います。

3点目、情報伝達設備の高性能化や、例えば文字放送など効果的な情報伝達、これは極めて大切だと思いますが、どのように今後取り組んでいくかお伺いしたいと思います。

それから、2項目め、自主防災組織の育成と活性化についてであります。

1点目として、行政と地域及び自治会との連携をさらに進めるために、地区の防災計画の作成支援ですとか、あるいは備蓄等への支援はできないかと。現在もしているようだけれども、お伺いしたいと思います。

それから、2点目、自主防災組織や人材の確保・育成についてどのように対応しているか、またこれから対応していくかということであります。

最後に3点目、一番大切な防災訓練について、このコロナ禍の中でどう取り組んでいくのかという2項目6点の質問をさせていただきたいと思います。

再質問につきましては質問席で行わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、1点目から順次お答えいたします。

まず、1点目の地域防災計画について。

本年4月に策定されました防災計画について、今後住民への具体的な周知ということですが、旭市地域防災計画は、行政や関係機関の平時からの取組、災害発生時の対応などを記載したものです。約300ページにわたる計画であるため、備蓄対策や避難行動など、市民の皆さんにも取り組んでいただきたい内容を、9月の防災の日、または震災のあった3月などに合わせ、広報等で周知しております。なお、全文は市のホームページで閲覧することが可能となっております。

2点目の、災害時の長期停電に対する対応策ということですが、この本庁舎が停電になった場合には、自動的にディーゼル式の発電装置に切り替わります。燃料が満タンで72時間、3日間の連続運転が可能となっております。燃料が確保されれば、その後も継続して運転が可能です。

なお、本庁舎が被災して使用できない場合、海上庁舎を代替庁舎としております。こちらの庁舎も、停電になった場合、自動的にディーゼル式の発電装置に切り替わり、連続運転は2時間、燃料が確保されれば継続運転可能となっております。

3点目の、情報伝達の設備の高性能化ということでございます。

文字放送など、どのように取り組んでいくのかということですが、現在の戸別受信機につきましては、防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機を平成20年から21年度にかけて更新しております。2万3,000台を購入し、本年度当初までで2万2,065台を配布しております。

この高性能化ということですが、例えば耳の不自由な方が文字によって認識できるような形というものも技術的には可能でありまして、ただ、今の使用の無線機が、恐らく5年後くらいに使用期限といいますか、もう部品のほうの製造がされていないという状況に陥りますので、その辺の更新時期をにらみまして、計画的に高性能化を図っていければと考えております。

大きな二つ目、自主防災組織の育成・活性化についてです。

行政と地域・自治会との連携は、防災・減災の要であります。被害を最小限に食い止めるため、皆で助け合う共助、これは必要不可欠なものだと思います。市では、協力した活動がしやすい、日頃から付き合いのある区、または自治会を単位とした自主防災組織の結成を推進しております。毎年、区長に配布しているハンドブック等でPRするほか、広報等でも案内をしているところです。また、結成される組織では、消防団だけではなく、地区の民生委員や事業所等との連携も想定されるところです。

なお、消防団につきましては市の災害対策本部にも属しておりますので、災害情報の収集、避難者の誘導等を担っていただいております。

次に、2点目ですけれども、自主防災組織や人材の確保・育成について、どのように対応しているのかということですが、現在のところ自主防災組織は市内60団体ございます。世帯的なカバー率でいいますと、61.7%をカバーしていることになります。しかしながら、6割のカバー率ですから、4割は自主防災組織が結成されていないということになりますので、これにつきましては、先ほども言いましたように、区長を中心に結成について啓蒙していき、このカバー率を上げていきたいと考えております。

次に3点目ですが、防災訓練についてコロナ禍の中でどう取り組むかということですが、例年ですと、毎年9月と3月に訓練を実施していました。ただ、令和元年9月の総合防災訓練を最後に、新型コロナウイルス感染症蔓延のため、市民参加型の訓練はできておりません。今年度は、市民参加型で9月に訓練を予定していたんですが、この夏に過去最大の感染状況になりまして、市民参加型の訓練は断念することとしました。そのため、おとといですけれ

ども、9月10日に職員のみでの災害時の対応訓練を実施したところです。

なお、3月の訓練につきましては、市内での感染状況を随時見て判断することとし、市民の皆様には、再開できるまでの間、避難行動などについて広報等で周知してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

1点目、地域防災計画についての防災計画をどのように市民の皆さんに伝えていくかということなんですけれども、300ページぐらい、相当、2センチぐらいの厚さありますでしょうか。目を通すにも一苦労なんですけれども、特にこの計画を地域の方々に、その内容を含めて、大切さというか重要なことを伝えるというのは、それぐらいすごく難しいというか、優先順位をつけないと難しいんだと思うんですね。

土曜日に、今、防災訓練を行ったということなんですけれども、こういう災害の発生時には、情報の収集とか分析というものをしっかりと行った上で、そういう正確な情報をどういうふうに市民の皆さんに伝えるかということが一番肝要だと思うんですけれども、そういう地域の皆さんと、それから行政の、執行部というか担当のほうも、そういう情報のやり取り、分析・収集というのは、計画の中では盛り込まれているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

地域防災計画にて、情報収集は、国のJアラート、あるいは県の防災情報システム等で行うほか、通信障害時はテレビ、ラジオからも入手するということになっております。

システムの通信訓練そのものは定期的に行われておりまして、議場内に流れたこともあります。試験放送なども、Jアラートの情報が伝わっているかの訓練の一つとなります。

それで、その情報の地域との共有ということなんですけれども、今のところは、先ほどもお話し申し上げた防災無線、防災無線による情報の提供ということが中心に考えられるかと思っております。

10日の訓練でも、情報収集・伝達訓練を主に行っております。一般の電話回線が不通になると想定しまして、その代わりとなる衛星電話、それですとか移動系の無線を介した通信訓練、それからタブレット端末を利用した映像の送受信、模擬リモート会議などを訓練として

実施したところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 国からの情報をいただくとか、あるいはネットに上がっている情報なんかを分析すると、こちらでも正確な情報をどういうふうにするかというのは非常に大切であって、ただ一番大切だと思うのは、実際にその地域の中で起こっていることを、どういうふうにも本部のほうに吸い上げるかというのは極めて大切なことだと思います。非常に制限された中での防災訓練でありましたので、今後はそういうことも想定していく必要があるのかなと考えております。

自治体に対する、こういう災害のあったときに、災害発生時の自治体の課題は何なんだというものがアンケートで示されております。一番多いのが、初動体制が迅速にできない、これ4割ぐらい、それから状況の把握が困難、あるいは情報の正確性がどうなんだということ、それから住民への伝達、情報の伝達をどうやったらいいかと。適切なタイミングで住民への指示が、情報がきちっとまとまらなければ指示もできないということだと思います。それから、一番大きい問題は、人員不足、人手不足ということだそうです。

災害発生直後の初動体制に課題を感じている自治体の防災災害担当者というんでしょうか、大変多いというのは現実的な結果なんですね。このコロナ禍での制限された状況の中で、これは致し方がないなと思うんですけども、やはり住民の安全確保と、それから被害を最小限に抑えるためには、こういう情報把握のスピードと正確性が、両方が非常に重要なことになってくると思います。こういう正確な情報を迅速に得る手段の確保、あるいは連絡や指示については、定期的な訓練を通じて充実を図っていただきたいと思います。

具体的なことについては、次の質問にも関わってきますもので、（2）の災害時の停電について再質問させていただきたいと思います。

二次被害を防ぐために、市役所との情報収集、市役所が情報収集というのが、その要だと思うんですけども、災害時のBCP計画、事業継続計画と言われますけれども、定められていると思いますけれども、事業継続計画は今おっしゃられたように72時間、3日間継続だということ、バックアップとしては、海上庁舎に関して2時間は燃料発電が可能だということとあります。行政機能については、ある程度バックアップが想定されているんですけども、この防災無線のバックアップというか、例えば移動無線、外に対して車が走ったりもすると思うんですけども、そういうもののバックアップについては、どのような状況であり

ますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、防災無線の本体のほうですけれども、発信源となる親局は本庁舎から電源を取っております。したがって、停電しても本庁舎の発電設備が機能している限りは、放送は可能となっております。屋外にあります子局には、内蔵電池が搭載されておりまして、停電時は最長で72時間もつ仕様となっております。なお、各家庭にある戸別受信機は、電池を使用することで、停電時も受信できるようになっております。

それと、移動系の無線、車などに積んである、これにつきましては常時充電をしております。常時充電をしております、持ち出し時は最長で、持ち出し後20時間もつような仕様となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再質問させていただきたいと思いますが、停電のときでも受信機は受信できるということです。これは大変重要なことだと思います。聞こえなければ何にもなりませんので。家庭の受信機というのは、皆さんご存じ、使っていますのでね。AC電源をつないで、大抵は受信しているんじゃないかなと思うんですね。私も、後ろ側を開けてみましたらば、単1の電池と単3の電池が両方使えるようになっているんですね。

ただ、そういうときに限って電池の買い置きがないということもよくある。先日の東日本のときにも、もう1日でコンビニの電池は一切なくなってしまった、そういうときもあります。そうすると、戸別の受信機は最悪使えないということにもなります。そのためには、備蓄に日頃から注意を払っていくということが必要なんですけれども、そういうことも含めて、そのための非常電源の確保だとか、ランタンだとかバッテリーなどの家庭内の備蓄についての啓蒙というんでしょうか。具体的な実行計画とか、あるいはそれに伴う補助金制度があると思いますけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

市が用意しております非常用の電源装置、ランタン、市が用意しておりますものが、こち

らは避難所での使用を想定しているものです。そのため、家庭での備蓄を、広報あさひや市ホームページで呼びかけております。

また、自主防災組織がこれらの機材を購入するという場合には補助金の制度がございます。この制度を活用して非常用の電源装置を購入した団体も実際にございます。

その他、趣旨は地球温暖化対策ということなのですが、家庭用の蓄電装置を設置する場合で、要件を満たせば補助を受けられる制度もございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 非常電源だとか家庭用の蓄電電池と、蓄電装置というんでしょうか、こういう設置というのは、もうとても大切な取組だと思うんですね。補助金制度についても、これはもう本当に命と財産に関わることでありますので、拡大・拡充の検討も必要だと思っております。

災害というのも、よく喉元を過ぎればと言いますけれども、こういう災害に対する危機感というのは、大きな被害がないとどんどん風化して、意識が薄れていくということだと思います。繰り返し繰り返し啓蒙していくことが大切だと考えております。

災害に限らず、家庭内の備蓄、それから電源設備、蓄電設備というんでしょうか、そういうものについては、まさしく環境問題ですとか、これから今大問題になっています再生エネルギー等にも関わってくることでありますので、これについてはまた質問の機会を改めて取組について伺っていききたいと思います。

次の3点目の情報設備の高性能化、あるいは文字放送など効果的な情報伝達についての再質問をさせていただきたいと思っております。

現在導入されている防災無線の受信機について、前回の更新から12年ほどになるんでしょうか。全体の設置費用が約10億円ということですが、システムを含めて設置件数が2万2,000台、3,000台というご回答ですが、我が家のものも見てみました、2008年となっておりました。今は音声だけの受信となっております。

聴取困難者への文字放送受信設備の対応について、5年後ぐらいと先ほどお答えいただきましたけれども、具体的に更新時期、年数とか、決定していればその時期、そのときにその文字、その他の情報伝達の取組というんでしょうか、というものは考えているか再質問させていただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、更新の時期ということでございますが、これははっきりと具体的な年度は決まっておりますが、これから4年後、5年後には部品の製造がなされなくなって、だいたい修理ができないという状況になりますので、その辺のところをターゲットにしていくのかなと考えています。

それで、文字での発信ですけれども、現在のところ、市のホームページの防災無線情報で確認することができます。気象警報の発表や避難指示、生命に関わるような緊急情報は、防災メールでも発信しております。

ただ、議員おっしゃったように、戸別受信機での文字放送、非常にこれは有効な手段であると考えますので、その更新の際に検討していかなければならないことだとは考えております。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田恒議員の一般質問を行います。

島田議員。

○9番（島田 恒） 防災情報の伝達については、市のホームページあるいは防災メールで伝達をされているというお答えをいただきました。基本的には屋外、屋内の防災無線というのは音声でされているということですが、防災無線と緊急メールのほかに様々な伝達の方法が今あると思うんですけれども、いろんなアプリケーションがありますけれども、そういうものの現在の対応状況はどのようになっておりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 音声以外での情報発信ツールとしましては、議員おっしゃるように防災メールがございます。また、ツイッターやフェイスブックでも緊急情報を配信しており

ます。音声の場合には、その場や近くで聞き取りしなければなりません、メールやツイッターを利用している場合、例えば市外にいても情報を得ることが可能でありますし、聞き逃しても見返すことができます。これらの情報伝達方法を引き続き広くPRしていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 様々なツールを利用して情報発信をしているということですが、いわゆるプッシュ型の発信ということになります。先ほども出てきましたけれども、Jアラートなどという緊急情報というのは非常にけたたましく、真夜中でも何でも届きますので気がつくんですけども、ただあのJアラートなんかとは違って、普通のメールというのは、我々受け取る側というのがしっかり設定をしていないと届かないという、分からない、気がつかないということになります。というか、そもそも受け取れないということになります。緊急性の高いこういう情報というのは伝わるということが一番大切なことです。

今はほとんどの人が、おおむね95%がスマホを持っていると言われてはいますが、操作が分からないと対応ができないということになります。そういう市の防災アプリも私スマートフォンに入れていますけれども、実によくできていて、操作の方法まで、操作はこうするんですよという方法まで分かるようになっているんですね。ただ、その操作自体が分からないと、これは笑い話になってしまうというか、そういう状況にもなります。若い方々にとってはこういうスマホの操作というのは、テレビのリモコンと同じぐらいの感覚でやっていますからいいんですけども、やっぱり高齢者の方々というのは操作が不得手な方々がほとんどだと思えます。そういう方々に向けての啓蒙あるいは具体的な繰り返し、丁寧に研修ですとか、そういう機会を多く持っていただきたいなと思います。

それから、受信機本体についても、先ほど申し上げましたように音声によるもの、それから文字によるものもあります。千葉市なんかでは、先週の土曜日、熊谷知事のインタビューにも出ていましたけれども、あそこはbayfmですとか、そういうところと連携しながら緊急情報を挟み込むんだと。あるいはFMコミュニティ局というものがある成田ですとか君津なんていうところはそういうところと恐らく連携しているんだと思います。

受信機本体の高性能化というのは、例えばハンドルを回して何もなくても充電ができるというようなもの、あるいはそこにLEDがついているとか、それから充電できるわけですから、スマホの充電もできます。そういう一般的に市販されている防災グッズというものと受信機を合体させたものもある。これは高くはなるとは思いますけれども、いざというときの備

えとして、積極的に先進市町村の事例も参考にしながら検討していった、対応していった
ただきたいと思います。

続いて、2点目に入ります。

自主防災組織の育成、それから活性化ということなんですけれども、行政と地域自治会との連携というのは、防災とそれから減災の要だと思うんですね。この定められた地域防災計画の中では、その役割分担というのははっきりと示されています。地域ですとか自治会への啓蒙、周知も、ハンドブックで周知をされているということなんですけれども、自治会、消防団あるいは民生委員の方々、地区の事業所と自治体の連携とともに、こういう自治会をはじめとした地域の横の連携というんでしょうか、それが極めて重要だと、情報をしっかりと共有することだと思います。

それでは、具体的に地域におけるそういう備蓄の拠点と、そういう整備状況の内容について少し具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 地域の拠点となる、まず備蓄倉庫ですけれども、大きな拠点となる倉庫は5か所ございます。場所的には、旭地域においては第一給食センター近くと文化の杜公園内、この庁舎の西側になります。それと、海上地域は海上庁舎敷地内、飯岡地域は旧飯岡庁舎敷地内、干潟地域はふれあいセンター敷地内にあります。倉庫内には食料と飲料が中心となります。現在、食料が4万5,000食ほど、飲料水が4万5,000リットルほど、これを分散してこの5か所へ保管しております。これらの拠点倉庫とは別に、小・中学校を中心に、コンテナ型の倉庫が21か所あります。こちらには毛布や発電機等の備品を保管しているところではあります。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問をさせていただきます。

食料、それから水、おのおの4万5,000食程度の備蓄ということでありまして、そういうものにも消費期限、あるものはあると思うんです。そういうものの定期的な入替えとか、こういう市独自で備蓄している食料、水の消費期限の迫ったものの入替えだとか、それでもまだ使えるわけですので、そういうものの利活用というんでしょうか、どういうようにそれを回転させていくかということについてお伺いしたいと思います。

それと、各事業者との備蓄協定というんでしょうか、そういうものについてお伺いしたい
と思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議員おっしゃるように、食料、飲料につきましては消費期限があり
ますので、それに合わせて更新を行っております。また、使用した物品等を補充しています。
どうしても使い切れない部分といいますか、そういったものが出てきますので、それにつ
きましては例えば住民参加型の避難訓練等で配布したりですとか、でもそれでも使い切れない
ということになると、フードバンクのほうに提供しております。

事業所との協定ですけれども、物資の供給協定を12の事業者と締結しております。これに
よりまして、食料や飲料、日用品等を必要に応じて求めることができます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 入替え時の食料、水というものについても、いろんな団体と、最後はそ
ういうところで有効活用ができるようなことをお答えいただきましたけれども、ぜひ積極的
に進めていっていただきたいと、かつ効果的な活用を願いたいと思います。

それから、地区防災計画を策定するに当たって、本市の具体的な支援の計画というか、そ
れに関わる助成措置というんでしょうか、そういうものについてお伺いしたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 地区防災計画につきましては、地区内の居住者や事業所が行う防災
活動、いわゆる地元での自助・共助に関する計画ということになるかと思いますが、そのた
め、策定に当たりましては自主防災組織の結成を前提とし、市ではそのための助言や、組織
の活動費や備品購入に対し助成を行っているところでございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 防災・減災という考え方は、特に減災という意味では被害をなるべく少
なく未然に防ぐという考えで、そこには今お答えいただいたように共助という考え方が極め
て大切だと思います。こういう行政による支援と地区レベルの対策というものを組み合わ
せていく地域密着型の、地域主導型の防災の必要性があらうかと思います。

地区防災の担い手を中心となって、地域住民が地域のリスクとか課題、防災の目標というんでしょうか、そういうものを共有することが極めて大切だと思っております。そのためにも、実践するために行政と地域が連携するという必要性があります。これが共助ということだと思いますけれども、ただ、地区によっては様々な環境があります。同様に様々な課題もあります。そういう地域の実情に合わせて考えると。何より自発的に自主組織が取り組む必要があるわけですが、地域の特性を考慮した地区防災計画が必要ではなかろうかなと考えております。

旭市のこの地域防災計画と自主防災組織を基礎にした地区防災計画が市の防災の両輪だと思うんです。地域防災計画を実践的に機能させるためにも、地区防災計画の推進は積極的に支援を行っていただきたいと思います。

次の再質問に移りたいと思います。

自主防災組織のカバー率というんでしょうか、その数というか、60団体、カバー率61.7%、約6割、そのとおり約4割がカバーできないということになるわけですが、地域の組織がなかなか困難だということ、横のつながりとかあるいはコミュニティが希薄ということになるんだろうと思います。対応がこういうふうになかなか難しい状況で、とりわけ自主避難困難者と言われるような、災害時に自ら避難できない、特に高齢者の方々、独り暮らしの高齢者ですとか、あるいは障害を持たれた方々、こういうものの対応をお伺いしたいと思いますけれども、逃げ遅れというんでしょうか、そういうものをなくすための個別の避難計画あるいは個別の対応というものが必要だと思いますけれども、そういう取組についてどのような計画を持っているかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 市では、自力での避難が困難で支援が必要とされる避難行動要支援者を取りまとめた台帳を整備しております。この台帳に記載された方には、平時から関係機関等へ情報提供することへの同意、それから個別の避難計画の作成を推進しております。同意を得た方の名簿と避難計画は、消防署や地区の民生委員に提供しております。

なお、災害が発生、切迫した場合には、本人の同意がなくても、法律によりこれらの情報を必要な範囲で関係者に提供できることとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。具体的な計画というのは一番大切になってくるんだと思います。こういう地域の防災あるいは減災を担う中心として、仕組みとしては区長が中心になって、あるいは町内会、自治会長、いろいろいらっしゃると思いますけれども、現実的にはそういう方々が役割を担っているわけでありますけれども、やっぱりそういう自主防災組織には一定の知識を持った方々も必要だと思うんですね。そういう自主防災組織の核となる人も育成していかなければならないと思うんですが、そのような人材の育成についての計画はお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 自主防災組織へ補助制度があるんですが、この補助金は防災に関する講習あるいは研修の開催、またリーダー等の人材育成の費用にも充てることができることとなっております。そのため、共助の必要性を説くとともに、制度の周知を図っているところでございます。また、知識の習得の場として、出前講座などを要望に応じて開催しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。ぜひ、積極的にそういう研修あるいは啓蒙をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、他市町村では自治体のOB、自衛官のOBの採用も行われていると思うんですが、本市にそういう予定はございますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の4回目の質問に対し答弁求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 今のところ自衛官OBの採用の予定はございません。しかしながら、県内他市ではかなりの事例がありますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 採用しているところは結構あるんです。千葉県内にも54の市町村がありますけれども、そのうちに市は37、そのうち自衛隊・自衛官OBの方々を登用している市が29ございます。近いところでは香取市等についても採用しております。

このところ、全国各地でこういうように豪雨災害、土砂災害も頻発している状況です。常日頃から、起こるか分からない、こういういつ起こるか分からない災害への備えというのは欠かせないわけですが、そういう中で、災害への対応のノウハウを身につけた自衛官の方々、自衛官の方々というのは、我々企業に行っている人間と違って、60歳定年、65まで勤められるとかそういうものじゃなくて、比較的、55歳ぐらいで退官されるんですね。だから、まだまだ働き盛りの方々がいらっしゃるということで、そういう自衛官OBの働きというのは大変実務的に大きい力になり得ると。ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

次に、3点目の防災訓練についての再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、防災意識というのは何もない時期が続くとどんどん風化していくと言われています。こういうコロナ禍の中で市民参加の防災訓練ができないというのは、これは致し方ないことではあるんですが、特に来年の3月にまた開催するということですが、市民参加のものが開催できるように願うばかりなんですけれども、地域の方々がこういう災害リスクを実際に認識すると、そして当事者として災害時に避難行動を迅速に取るように意識づけることが大変重要だと思います。災害、防災に対する地域間の温度差というんでしょうか、それもあるんですが、地域の特性とかあるいは居住環境というものに合った防災訓練というのが必要になってくるんじゃないかと思うんですが、そういう計画はございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

訓練の再開に当たりましては、内容の見直しを図っていきたいと考えております。

なお、地域の特性に応じた訓練ということでは、3月に実施しているものが津波の浸水想定地区を対象とした避難訓練となっています。また、地域によっては崖地ですとか、そういったこともございますので、そういった地域の特性に合わせた避難訓練の形というのをこれから考えていきたいと思っています。

また、コロナ禍で思うような活動ができていないと聞いていますけれども、自主防災組織が自らの小学校区内で独自の訓練を行っているというようなケースもございますので、これらを参考にしながら今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 千葉県一の防災・減災のまちづくり、その原点として一番大切なのは、やはり自分たちのところは自分たちで守るという自助と、それから公助、合わせた共助ということだと思っております。

今はコミュニティが非常に希薄になったと言われてはいますが、一方で私の感覚からすると、特に若い方々というのはそういうボランティア活動というんでしょうか、そういうの意識も結構高いんじゃないかなというような気がしています。かつて、我々バブルに浮かれていた時代からしますと、とても現実的な地に足のついた考え方をされている若い方は多いなと思っております。特に、安定した暮らしを求める志向とか支え合う社会とかという、そういうものを再構築するというような活動などは若い方が非常に中心になってやっておりますので、すばらしいことだと思います。そういう活動を支援していくことも行政の役割だと、そういうふうに考えております。

これからの防災というのは、地域防災という、そういう枠組みだけでなく、防災の活動が地域づくりとかあるいはまちづくりという幅広い視点で防災というものを位置づけていくということが必要ではなかろうかなと思います。先ほども申し上げましたけれども、9月は防災月間でもあります。これから、特に地域においては消防団など、地域の安全の要というか、基礎的な組織としながらも、自治会あるいは町内会、事業所、そのほか様々なそういう住民活動と連携しながら、特に高齢化がこういうふうに進む中は福祉との連携というのが特に重要だと思っております。

こういうネットワークという幅広い視点を持って、視野を持って推進していくことが重要であって、そのためにも地域の実情に合った実働的な地区の防災計画、こういう策定も積極的に支援しながら進めていっていただきたいと思います。特に、県とも連携を進めながら、千葉県一の防災のまちづくりと、こういうものを強く要望して、一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） 議席番号6番、崎山華英です。議長より発言の許可をいただきましたの

で、通告に従い一般質問を始めます。

大きな項目 1、協働の促進について。

去る 7 月 26 日に旭市子ども議会が開催されましたが、それに関連して質問をいたします。

今年度 3 年ぶりに開催された子ども議会ということで、見学するのを大変楽しみにしておりましたが、都合により当日は赴くことができず、大変残念でありました。後日、録画したものを拝見させていただきましたが、児童・生徒の皆さんが堂々と登壇席で発言されており、質問内容もよく考えられてきたものだということを感じました。子どもだからこそその感覚、目線での質問は、時にはっとさせられるものもありましたし、子どもたちへの明るい未来へのバトンをつないでいくことが私たち大人の使命だと感じました。

今回子どもたちからいただいたすばらしい意見ができる限り政策に結びつくのであれば、大変喜ばしいことだと思います。

では、(1) の質問です。これまで子ども議会にて、子どもたちが要望、提案されたことについて、予算化、執行されたことはあるか、あるのならそれらを提案した児童・生徒へ報告などしているのかお尋ねいたします。

続いて、大きな項目 2、学校や保育所等における子どもの事故予防のために。

まず、先週月曜日に、静岡県内の認定こども園において、通園バス内に置き去りになり、3 歳の女の子が亡くなる事故が発生いたしました。ご遺族の方に心からお悔やみを申し上げますとともに、一日も早く、少しでも心の傷が癒やされますようお祈りを申し上げます。

私は、昨年より、全国の超党派地方議員有志で構成される子どもの事故予防地方議員連盟に所属しております。その中で、これまでも子どもの事故予防に関することで本市へ調査や働きかけをしてまいりましたが、今回も、子どもの事故予防の観点から、安全計画や安全管理マニュアルに関して質問させていただきます。

(1) 学校及び保育所等の安全計画や安全管理マニュアルの内容について、現状は誰でも見られる状況であるのか、どのような取扱いとなっているのかお尋ねいたします。

(2) 市内認可園のうち公立保育所については、直接市から事故予防を含めた様々な対応の指示が可能かと思いますが、民間の保育園等については市から直接対応、指示できない状況があるように日頃感じております。民間の保育園等についても、市から事故予防の取組、働きかけ、管理が必要と考えますが、現状を伺います。

続いて、大きな項目 3、互いに認め合う社会の形成について。

今年の夏は 3 年ぶりに七夕市民まつりが開催され、縮小しての開催とはいえ、大きな盛況

があったと聞いております。七夕まつりの中で長年続くイベント、ミスあさひコンテストについても同じく3年ぶりに無事開催することができたようですが、今回はこのミスあさひコンテストについて、ジェンダーギャップの観点から質問させていただきたいと思います。

(1) 旭市七夕市民まつりのミスあさひコンテストについて、運営の目的と応募条件をいま一度明確に教えてください。

以上で私からの1回目の質問といたします。再質問は質問席で行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは、1の(1)子ども議会の関係についてお答えいたします。

まず、子ども議会は、市内小・中学校の児童・生徒を対象に、実際の議場での議会を体験することで、学校で学んだ地方自治制度や地方議会制度について理解を深め、現在の社会情勢、地域環境等、市政全般への意識を高めるとともに、次代を担う子どもたちの意見を行政に反映させることを目的として実施しているところでございます。

今まで子ども議員の質問で実現したもの、この例として挙げますと、市内中学校5校による合同文化祭の創設、学校と地域が一体となった防災訓練の実施、通学路の安全確保、公園へのポイ捨て防止看板の設置、防災行政無線の聞き取りやすい音声への変更など、多くの事業がございます。そのほか、間接的ではありますが、サッカー場の整備、学校へのタブレットの導入なども過去に子ども議員から質問があり、実現したものです。また、平成23年度の子供議会では、海岸減災林や飯岡中学校の移転改築など、震災復興に係る多くの提案がされ、復興計画に盛り込むことで多くの事業が実現しております。

なお、これら実現した事業について、質問者である児童・生徒に直接報告するということには行ってはおりません。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、大きな項目の2の(1)学校の安全計画についてお答えいたします。

小・中学校の学校安全計画については、学校保健安全法で各学校で計画を策定するよう定められており、各学校で実態に応じた計画を作成しています。計画については、公開はしていませんが、登下校での交通安全をはじめ、感染症や熱中症に関する対応など、その都度

保護者へ周知をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課から、（１）についてお答えいたします。

公立保育所では、地震や火災などが発生した際の対応マニュアルとして、各保育所で消防計画を策定し、地震や火災の発生を想定した避難訓練を毎月実施しております。この計画について公表はしておりませんが、毎月の保護者へのお便りでお知らせをしているところです。

そのほか、保育所における安全確保については、厚生労働省から示されている保育所保育指針等を活用しているところです。その中で、睡眠中や水遊び中及び食事中などは特に重大事故が発生しやすいとされており、保育環境の配慮や見守りの徹底など、事故防止に努めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、３、互いに認め合う社会の形成についてということで、旭市七夕市民まつりのミスあさひコンテストについての運営目的と応募条件についてお答えをいたします。

ミスあさひコンテストは、旭市七夕市民まつり実行委員会が主催し、商工会青年部の皆さんが運営等を担当していただいております。運営の目的は、旭市の広報活動を行ってくれるミスあさひQUEENを１名、ミスあさひ２名を選出すること。応募条件は、旭市及び近隣市町村に在住・在勤の高校生を除く１８歳以上の未婚の女性で、旭市の広報活動などに積極的に取り組んでいただける方となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 失礼いたしました。大きな２番の（２）についてお答えいたします。

民間の保育園等で、事故予防について、市からも事故予防の取組や管理が必要と考えるかというご質問です。

民間保育所の認可につきましては、千葉県が審査及び許可をしております。民間保育園では、保育時の事故防止マニュアルや災害時の対応マニュアルなどを作成し、これらに沿った安全対策が取られていると伺っております。

また、千葉県が事故防止や安全対策の状況について、各園に対して指導監査を実施しているところです。

さらに、国や県からの事故防止のための注意喚起の通知が送付された際には、速やかに各施設へ通知をしているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1から順番に再質問してまいります。

1の協働促進についてですが、実際の実績等をご提示いただきましてありがとうございます。

まず、一つ再質問をさせていただきますけれども、子ども議会では各小・中学校から1名ずつ代表のお子さんが参加されているということで、各校のお子さんは議会当日までにどのような質問内容を考えてくるのか。例えば、クラスのお友達と意見を出し合って厳選してくるのか、もしくは代表のお子さんが先生やおうちの人と考えて質問を持ってくるのかなど、実情を伺います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 子ども議会の一般質問につきましては、開催要領の中で、旭市全体の向上や発展を念頭に置いた将来の旭市への提言や意見等を通告するよう、市内小・中学校長に依頼をしております。その一般質問の決定方法につきましては各学校長に委ねておりますが、学校によりまして、参加する議員自らが質問したい事項を聞く学校、あるいはクラス全員または生徒会において質問事項を話し合い、学校の代表として質問する学校など、子ども議会の目的である市政全般への意識向上、次代を担う子どもたちの意見反映のため、様々な取組が各学校で実施されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。校長先生によってということで、各校でそれぞれに工夫して質問を考えて持ってきてくださっていることが分かりました。

ここで、あるデータを挙げさせていただくんですが、日本財団が2021年に日本、アメリカ、イギリス、中国、韓国、インドの各国18歳前後の若者に行った社会や国に対する意

識調査というものがあります。その中で、「自分の行動で国や社会を変えられると思う」に「そう思う」と答えた方は日本が27%、ほかの5か国が低くても50%以上は「そう思う」と答えているのに対して、大きく引き離して最下位という残念な結果になっております。また、自国の将来について、「良くなる」と答えた方もたった1割ほどで、これも各国の中で断トツの最下位という結果になっています。

最初のご答弁でも、明確には執行されたことなどを子どもたちに知らせることは行っていないということだったんですけれども、子どもたちが提案したかいがあったなと思える成功体験こそが、自分にも社会を変えられることができるんだと思えるきっかけになるんじゃないかなと考えます。

また、ほかの自治体では、子どもたちに主権者意識をもっと育もう、社会の一員だという意識を持たせようという取組があります。例えば、遊佐町の少年議会は、町内に在住・在学中の中学生と高校生が有権者となり、少年町長と少年議員が選挙で選ばれています。また、少年議会に独自の予算を創設して、施策実現に一定の権限が与えられています。

私が先日単独で視察に行かせていただきました北海道の浦幌町という町では、コミュニティスクールの一環で、小学校1年生から地域に密着した学びを経て、中学生は地域の課題を考え、市長へ政策を提案するまでが9年間の一連のプロセスとして出来上がっており、さらにそこで終わりにせず、大人たちがその政策をどのようにしたら実行できるかまで考えることが大事な要素となっています。

今後、旭市で、子ども議会に、今よりもさらに地域の課題について事前に市の担当者にも話を聞いたりですとか、熟考できる活動期間、使える予算の範囲など、権限を与えたりできないでしょうか。こういった自分の力で社会を動かすことも可能なんだという実感を持たせることで、子どもたちだけでなく、それを見た大人たちにとっても主権者意識を高める効果や、郷土を思い、愛する気持ちが湧いてくる効果、それこそ旭市が目指す将来の姿、「郷土愛からつなぐ未来ず〜っと大好きなまち旭」につながる効果があると考えますが、ご見解を伺います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 対話による開かれた市政を掲げる旭市としましては、子どもたちが自ら地域の課題に積極的に関わり、市に対し提案や要望をいただくことは大変意義あるものと考えております。当市では、子ども議会そのものに予算などの権限を与えるのではなく、

先ほども回答したとおり多くの意見を直接市政に反映しているところですので、ご理解をお願いいたします。

今後も、将来を担う子どもたちが旭市に関心を持ち、将来にわたって継続的にまちづくりに参加できるよう、先進地の事例等を参考にしながら、今後の子ども議会の在り方については研究していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

大きな項目2に移ります。

学校や保育所の安全計画や安全管理マニュアルについて、現状は大きく公開はしていないということで、特別、学校や保育所の関係者の方以外は見る機会がないということだと思います。こういったマニュアルや計画については、保護者や地域と共有することでよりよいものにブラッシュアップできて、災害等いざというときにも地域の方と連携もできると考えます。例えば、保育所によっては、地震や火災時の避難場所として、園庭ではなく近くの公園や高台に避難する場合がありますと思いますが、そういった場合に地域の方も避難等で一緒の場所に来るということも考えられます。日頃からどのような行動を取るか分かれば、地域とも連携して避難行動を取れたり、状況によっては周囲の方にも助けていただく場合もあるかもしれません。

また、学校の安全計画についても、以前教育総務課のほうに聴取させていただいたことがありましたけれども、毎年職員の中で見直しを行っているということで、一度だけ拝見させていただいたところでは、例えば海が近い地域の学校であれば高台避難の項目があったりとか、地域の色が多少あることは感じましたが、保護者や地域とも連携して見直しをすることによって、先生だけでは気づけない地域ならではのこともあるかと思います。

事故や災害が起きる前から、支障がない範囲で保護者、周囲の自治会などにこういった安全管理マニュアルや安全計画について積極的に公開できないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校では、毎年度安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行っております。児童・生徒の安全を確保するためにも、学校だけでなく、地域の皆さん、第三者の視点を取り入れながら見直しを図っていくことはとても大切だと考えております。

現在学校では、学校訪問をはじめ、PTA役員や地域住民の代表の方々の協力を得て行う第三者点検で指導を受けたことを踏まえた見直しも行っております。また、毎年度実施している学校評価アンケートの安全に関する項目についての評価結果を保護者や学校評議員に報告し、いただいたご意見を踏まえた見直しも行っております。

今後はさらに学校運営協議会等が各校へ設置された際、安全計画について委員の方々からご意見をいただく機会を設けるなど、地域と情報を共有し、また地域の皆様に公開して対応を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは、各保育所で策定している消防計画は公表はしておりません。毎月実施している地震や火災の発生を想定した避難訓練などは、各保育所の避難場所等を保護者の皆様へも周知し、実施をしているところです。

また、事故や災害を想定し、見直す点等につきましては、保護者や自治会との連携も検討してまいりたいと考えております。

いざというときに子どもたちを守るために、多くの支援がいただければと考えているところです。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。ぜひ保護者や地域と連携して、安全対策について取り組んでいただきたいと思います。

安全に関することというのは、大事なことにもかかわらず学校や保育所等にほとんどお任せで、保護者の方はお子さんを預けたりしていると思います。こういったマニュアルを公開することで保護者の安心につながったり考えるきっかけになると思いますので、保育の質の向上という観点からも、可能な限りぜひお願いしたいと思います。

では、（2）のほうで再質問させていただきます。

公立、民間問わず県からの安全管理に関する監査があるということで、了解いたしました。千葉県ホームページで保育所等への指導監査調書の様式が載っておりましたので、こちらでも確認しまして、施設のことから職員の配置基準についてだったり、日常的な運営の条例の安全に関する項目など、かなり細かくたくさんのチェック項目があることが分かりました。

しかしながら、せっかく毎年県の監査があっても、何か指摘事項があったりだとか、反対に何も指摘がなかったということは、園とか市のほうで報告を受けたら収めて終わってしま

うと思うんですけれども、ほかの事例としまして、熊本県ですとか静岡市、横浜市などでは、自治体のウェブサイトにおいて指導監査結果の概要及び文書指摘事項の内容について、保育所ごとの結果を掲載しているようです。旭市でも同様にホームページで監査結果を公開することはできないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 指導監査につきましては千葉県が実施しております。その監査の結果ですが、千葉県のホームページでも公表がされていない状況です。そのため、それらの情報を旭市が単独で公開することは難しいと考えております。ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。県のほうで公開されていないということで、私のほうでも質問通告当初は公開することに肯定的ではあったんですけれども、さらにお話とかを聞いているうちに、現場の精神的負担感も増すのかなというのが、ちょっと慎重な考えになりました。情報公開することのメリットとしては、保育所側において、ほかの施設の指導内容や改善結果を把握できて、自らの施設状況の改善につなげられることへの期待もありますので、市民全体にというわけではなくて、園同士の中で限定的に公開するのはいいんじゃないかなとは考えております。

3回目の再質問のほうに移ります。

県の指導監査においてかなり多岐にわたる範囲の事柄がチェックされると思いますが、細かな部分で、実際各保育園で起きた小さな事故やいわゆるヒヤリ・ハットの事故など、事例などは情報共有ができているのかということの質問です。

公立保育所であれば所長同士情報共有する場が設けられていると思うんですけれども、民間の園長同士が集まって最新の安全に関する情報だったりとか、全国の実例、各自の園で起きた事故事例等に関する情報の共有と、それに対して各園がどのような対応をしているかまでは共有の現状があまりつくられていないのかなと思います。

市内の民間保育園の園長同士と子育て支援課を交えて、事故予防、安全管理に関する情報共有をする場を設けることはできないか、もしそれが難しいのであれば、せめて市のほうで情報を調査、集約できるようにして、ほかの園の状況を園長がいつでも見られるような仕組みにできないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 民間保育園同士の情報共有とのことでございますが、現在では、年に1回民間保育園の代表者が集まる入所説明会を開催しておりますので、今後はその会議を利用いたしまして、情報共有を図るなどを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 再々質問のご答弁ありがとうございました。ぜひできるだけ情報共有の場をお願いしたいと思います。

最後に、4回目の質問になるんですけども、事故予防の観点から、先日の通園バスの件もですけども、民間だとどうしても安全管理等、市のほうで把握し切れない部分が多いんじゃないかと思いました。この夏のマスクの着用方法についても、結構民間の保育園からご相談いただくこと、国や県のガイドラインに沿っていないんじゃないかということで相談いただく場面も多かったんです。そういったことを見ても、同じ保育園を担う施設であっても、公立保育所だとか、私立の保育園か認定こども園かなど様々な運営体制の違いがあるわけで、民間がよくないとか公立がいいということは一概には言えないんですけども、万一預けてから保護者の意向と園のミスマッチに気づいても簡単には転園しづらいのが現状で、市の子育て支援に対する不満が募る要因になります。保護者が納得してお子さんの預け先を選択できるように、保育園ごとの入園説明だけでなく、保護者が入園先を選択する段階からの各園の特徴だとか安全管理の体制などを十分に説明を行う機会が必要だと考えますが、そのあたり、今後どのように考えていただけるかお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、入所前に事故予防について特化した説明はしておりません。今回、保育園バスに悲しい事故があったことから、市内でバスを運行しております私立の2園については状況を確認しているところです。どちらの園も、運転手1名、添乗員1名が乗車して運行しており、当日の朝は乗車する児童の状況を確認した上で運行しております。また、降車時は運転手と添乗員で忘れ物がないか等確認をし、車庫に納める際に再度運転手が車内を確認しております。

登園予定の児童が登園しないような場合は、保護者に確認の電話もしているところです。これはバスを所有しない公立、私立の保育園でも同様で、午前9時半頃までには電話を入れて、保護者に状況を確認しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 私立の民間のほうのバスの状況を教えてくださいましてありがとうございました。

先週の通園バスの事故の話に戻りますけれども、報道で事故時の様子が分かり、同じくらいの年齢の娘を持つ身としては、大変涙が出るほど苦しく、ましてやこのような車内置き去りの事故が全国でも珍しい事故ではないということに強い憤りを感じておりました。

このような重大事故が起きるたびに、国からは周知、注意喚起が流れたり、当該園の職員が批判を受けますが、まず前提として、人間は時に間違えるし、忘れるものです。どんなに人の行動を縛ってもヒューマンエラーは必ず起こるもので、注意だけでは子どもの事故は防げないということです。園がブラックボックス化することをなくし、ふだんから園と保護者、地域との関係づくり、職員同士のコミュニケーション、ほかの園同士とも情報共有ができる環境をつくり、園の孤立を防ぐことが大切なのではないのでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次、大きな項目3に移ります。

3の互いに認め合う社会の形成について、運営の目的と応募条件のほうを教えてくださいまして、ありがとうございました。

ミスあさひコンテストの運営目的や応募条件など、私のほうでも応募条件のほうをホームページで見させていただいているんですけども、その中で今年のコンテストの応募用紙を拝見したところ、応募条件のところが、未婚の女性だけではなくて、さらに括弧して婚約中

は不可となっているようです。何で未婚じゃなくて、婚約中も不可なのか、確約したパートナーがいると、何かミスあさひ、市のPR大使になることに不都合があるのか、このあたりがちょっと気になる点なのかなと考えました。

全国の自治体や大学で長年行っていたミスコンを廃止するところや、応募条件などを改めて、年齢の上限や未婚条件を撤廃したり、中にはミスではなくて親善大使といった名称で性別を問わなくしたケースも近年増えてきているようです。

ミスあさひコンテストには長い歴史があり、運営の方々が一生懸命本業の傍ら動いてくださっていて、ミスあさひ候補の方々も志を持って進んで応募してくださっていることは想像できると思います。ただ、このコンテストによって誰も傷ついていないとしても、そこにある無意識の偏見や価値観が、この地域社会全体に影響を及ぼしていないかということの問題提起させていただきます。

もちろんのこと、誰かをきれいだとかかっこいいだとか、すてきだなど思うことは、誰しも抱く感情であり、見た目や振る舞いを含めた美しさを個人的に評価することについて何も悪いことではないと思っています。ミスあさひコンテストにおいては、市の補助金が七夕まつり実行委員会を経由して使われており、長年続く旭市の公式イベントとしての立ち位置が確立されております。そのため、市のPR、イメージアップをしていただく方の条件が未婚の婚約中でない女性と条件をかなり限定した上に、主に男性が主体となって審査を行う点については、女らしさだとか、女性としての魅力はこうあるべきだといったことを、例えば女性はパートナーや子どもがいたら活動に支障が出そうだから審査の基準から外すといったことは、女性という性や人間としての魅力、ライフスタイルについて価値観の押し付けを公共の団体が助長していることにつながらないかということです。

ちょっと長くなりましたけれども、ここまで話していて野暮な質問にはなるんですが、ミスあさひコンテストの応募条件を未婚の女性（婚約中でない方）に限定することは、ジェンダー平等や多様性を重視する現在の価値観に、公共団体の立場として市は対応できていると考えているか、商工観光課長に引き続きのご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

七夕まつり実行委員会につきましては、議員ご存じのとおり、実行委員会という形で開催

のほうをしているイベントでございます。そちらのほうに委ねている状況でもございまして、今まで補助金を流しているということから、もうちょっと市のほうでいろいろアドバイスすべき案件あるんじゃないかというようなご指摘でございました。

応募条件等につきましては、ミスあさひの前身でありますミス七夕を選出していた時代から、ジェンダーに対する考え方、それを取り巻く社会的な状況といったものが現在大きく変化しておりますので、今後そういった点を検討していくということは必要だというふうに市としても考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

じゃ、今後の運営の在り方として、市から実行委員会へ何かしらの助言や働きかけはしていただけますでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

ただいまも申し上げましたけれども、ジェンダーに対する考え方が時代とともに現在は大きく変わってきております。主催者である七夕市民まつり実行委員会及び運営に当たっていたいております商工会青年部の皆さんも、その辺は理解されていると思いますが、そのようなジェンダー平等等の視点につきまして、今後イベントを検討する際に生かしていただけますよう伝えたいというふうに考えております。

同時に、議員のほうもおっしゃっておられました七夕市民まつり、長い歴史がございます。市のPR、知名度のアップに貢献しているイベントでもございますので、今後とも観光振興、商業振興の観点からも、市としても支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

旭市男女共同参画計画と千葉県男女共同参画計画において、それぞれ市民宛て、県民宛てにアンケートを行った際の結果があります。いずれも男性が優遇されていると感じると答える割合が、政治面と並んで慣習の面でも高い結果となっています。

また、男女共同参画基本法の基本理念の一つに、社会における制度または慣行についての

配慮があります。女性の政治家を増やすとか女性の管理職を増やすこと以前に、土台としてこれまで当たり前の感覚になってしまった慣習など身の回りにある事柄について、性別やその他の条件で無意識の偏見が存在しないか、人権や尊厳が守られていないことがないか見詰め直し、市全体の意識改革を市として積極的に行うときではないでしょうか。

米本市長の公約の中には、持続可能な地域づくり、今後SDGsを旭市総合戦略に具体的に織り込むとされていますが、SDGsの17の目標のうち、日本が特に達成できていない一つがジェンダー平等です。

他の自治体ではジェンダーギャップ解消戦略をスタートさせたところもあります。男性は戻っても女性が戻ってこない。国勢調査を基に市が独自に導き出したデータから、若年層のUターン率、Iターン率が男性に比べて女性のほうが著しく低いことが分かり、それが政策転換のきっかけとなったそうです。ジェンダーギャップ是正の必要性をなかなか優先事項として考えにくい傾向があるかもしれませんが、これは単純に女性の権利を主張したいとかではなくて、少子化の緩和にもつながる大事な問題点だということの認識を持っていただきたいです。

ストップ少子化大作戦を掲げる旭市も、例外なく優先的に取り組む課題ではないでしょうか。市全体のジェンダー平等、男女だけでなくLGBTQについての配慮も含めて、意識改革への取組について、市長の今後の方向性、お考えについて、ぜひご答弁をお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） SDGsのジェンダー平等の実現は、旭市総合戦略の中で「互いに認め合う社会の形成」として施策目標に掲げております。具体的には、旭市男女共同参画計画により、個人がその多様な存在のまま尊重され、個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて、周知・啓発活動や意識向上を図る施策等に取り組んでいるところでございます。

市では、今後も旭市男女共同参画計画を基本に推進を図ってまいります。本計画の切替え時期でもあるため、本年11月に市民意識調査を実施いたします。現状把握と見直しを行い、次期計画へ反映させるとともに、社会情勢の変化なども的確に捉え、市民の皆様をはじめ各種団体や事業所等にも男女共同参画に対する意識がさらに高まるよう、積極的な情報発信の強化に努め、市民の誰もが住みやすいまちづくりを目指してまいります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 市長、ご答弁ありがとうございました。11月に意識調査が行われるとい

うことで、市民の意識が反映されることを期待します。

この場でお話ししていいのか分かりませんが、市長も今年のコンテストの開催については、女性に点数をつけることに対して少々難儀を示されたということも聞いておりました。その感覚を大事にしていきたいなと思いましたが、今後は女性を選ぶまちだけではなくて、女性に選ばれるようなまちにしていっていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

以上で私からの一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 常世田 正 樹

○議長（木内欽市） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1 番 常世田正樹 登壇）

○1 番（常世田正樹） こんにちは。議員番号1番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年の夏は酷暑の一言に尽きました。暑かった、熱中症警報アラートが発令されましたとの防災無線が毎朝流され、今日も暑いんだなと辟易する毎日でした。

暦の上では秋ですが、本日もだいぶ涼なくなってきましたが、残暑がまだまだ厳しい日があります。また台風シーズンでもあります。どうか皆様、気をつけてお過ごしください。

私からの質問は、最近話題になっている、そして不安に思っている保護者の方がたくさんいます。中学校の運動部活動の地域移行についての質問が一つ、また旭市を元気にするための質問が二つの、合わせて3項目です。

1項目めは、学校教育の充実についてです。

（1）中学校の運動部活動を今後3年間で地域移行を図るという国からの指針が示されましたが、本市の計画と今後の取組はどうなっているのかについてお伺いいたします。

本年6月6日、スポーツ庁の有識者会議である運動部活動の地域移行に関する検討会議は、公立中学校の運動部活動に対する提言を室伏スポーツ庁長官へ提出しました。令和5年度から令和7年度までの3年の間に、休日の運動部活動を地域移行するようにと提言しています。少子化による生徒数減少がもとで活動が存続できない。教員の業務負担等の軽減を背景に、各中学校単位では支え切れなくなっている現状を踏まえ、学校単位から地域単位の活動へ移

行させることで、子どもたちがスポーツを継続して親しめることを目的としています。

まず、都道府県において休日の運動部活動の地域移行へ向けた推進計画を策定し、それを基に各市町村が推進計画を策定していく予定となっています。しかし、ニュースやネット記事では、部活動が消滅する、スポーツエリート教育が目的だ、目標を失う体育教師などと移行計画の内容を詳しく説明していない報道が多く、子どもたち、保護者、そして教員の方も運動部活動の地域移行に対して不安を抱いています。これらのことを踏まえ質問いたします。

来年度から休日の運動部活動の地域移行が始まる予定ですが、市ではどのようなことを計画していますか。来年、中学へ進学するお子さんが少年野球をやっているご家庭では、硬式野球のシニアへ入部するのか、3年先まで中学校の部活動が存続されるのであれば、中学の野球部へ入部するかという選択を迫られています。

2項目めは、農業の振興についてです。

(1) 環境に配慮した農業の推進について、耕作放棄地解消への取組状況と全国的な広がりを見せている有機農業産地づくりに取り組む予定についてお伺いいたします。

市内の耕作放棄地は、平成29年から令和2年のデータによると約240から250ヘクタールであり、放棄地の解消へ向け農業委員会をはじめ関連団体の方々に尽力していただいておりますが、横ばいの傾向にあります。そのうち、耕作放棄地の分類による再生利用が可能な農地、いわゆる遊休農地が約80ヘクタール程度、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が約168ヘクタールとなっており、今後農業従事者の高齢化と農家じまいによって、さらに耕作放棄地が増えることが危惧されます。耕作放棄地の解消へ向けた新たな取組を行う必要性を強く感じます。

質問として、耕作放棄地の田・畑の割合はどうなっていますか。耕作放棄地を解消するために行っていることをお伺いします。また、放棄地になる理由についてお聞かせください。

3項目めは、シティプロモーションについてです。

(1) 旭市の魅力を全国に発信することについて。

令和4年度からシティプロモーション推進事業が始まりましたが、具体的な事業内容と体制はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

旭市の魅力を全国に発信するために、令和4年度からシティプロモーション推進事業が始まりました。今年度の予算は1,572万5,000円、うちロケツーリズム推進業務委託料は1,234万8,000円であり、市長及び行政の真剣さがびしびしと伝わってきます。成果が楽しみです。

ロケツーリズムに関して、4月1日に旭市と株式会社地域活性プランニングが、旭ブラン

ド確立に向けた包括連携に関する協定書を締結しました。この協定を結ぶことにより、ドラマや映画、CM、情報番組等の撮影機会を増やすことで、本市の魅力を全国へ広く発信し、観光客や移住・定住者を増やすことが期待されます。米本市長も、旭市を全国へPRする好機と捉え、官民一体となって取り組んでいくと語られました。その後、7月25日にはあさひロケーションサービス協議会が正式に発足し、ロケを受け入れる体制が整いました。

私は、あさひロケーションサービス協議会に属するおっぺし隊の一員です。「おっぺし」とは、皆さんご存じかと思いますが、昔、港がなかった時代、漁を終えて帰ってきた舟は浜へ陸揚げしていました。再び漁へ出る舟は、集落の方が協力して海へおっぺして（押し出して）、押して出漁していました。

おっぺし隊は、映画やドラマ等の撮影に來た撮影隊をサポートする役割を担っています。もちろん行政の仕事もおっぺします。ロケの窓口は企画政策課が行っています。制作者側の要望を聞き取り、本市にて受け入れることができるかどうかの判断をします。受入れが決まると、次は受入れ対象を探します。キュウリの生産者であったり、コンビニであったり、生産者側のイメージに沿った対象を探します。撮影日の当日には撮影に立ち会い、撮影が終了するまで帰れません。ちなみに、7月に市内中学校にてドラマの撮影を行ったときは、13時から撮影が始まり、終わったのは翌日の朝4時30分でした。

企画政策課では、ロケツーリズム担当の職員は4名、うち1名は会計年度任用職員であり、通常の業務を行いながらシティプロモーションの業務を行っています。

先日、おっぺし隊のミーティングを行った際に、映画やドラマ、CM撮影の際に、制作者側と撮影規約書を毎回交わしたり、日程調整や内容を相談したりする業務を企画政策課の方にやってもらいたいという話が出ました。受入れ対象となる個人の農家や店舗と制作者側が直接やり取りをすると責任の所在が分からなくなるという理由からです。

先日、コンビニを使ったCM撮影が撮影前日に急遽キャンセルになりました。またキュウリ農家さんのご自宅へお邪魔して、農家の料理などを披露する番組を撮りたいという話がありましたが、制作者側との意思疎通がうまく行かずに、撮影を断った事例がありました。企画政策課には、ロケ窓口だけでなく、撮影規約書の作成、いわゆる契約書ですね。撮影の受入先からの相談窓口等の業務も引き受けていただけたらと思います。

株式会社地域活性プランニングの担当者も、撮影規約書を必ず作成するようと言っています。本市のシティプロモーション推進事業はまだ始まったばかりで、関係者がまだ不慣れであるということもありますが、実際のところ、企画政策課の4名の職員への負担はかなり

のものであると思います。長くなりましたが、以上のことを踏まえて質問いたします。

本事業には、シティプロモーション、ロケツーリズム、地域活性プランニング、あさひロケーションサービス協議会等、ふだん余り聞き慣れない用語が多く出てきます。また、本事業がどういうことを目的とし、何を行っていくのか、市民の皆様にはあまり周知されていないように思います。市民の皆様のためにもなります。ロケツーリズムについて分かりやすく、事業内容と用語の説明をしていただけますでしょうか。

以上3項目が1回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、1項目めの学校教育の部活動についてお答えいたします。

運動部活動の地域移行については、本年の7月に千葉県教育庁教育振興部より、千葉県の休日運動部活動地域移行に向けたスケジュールが示され、本市としても県のスケジュールに準じて進めていく予定であります。

具体的には、本年度中に旭市地域部活動協議会（仮称）を立ち上げまして、令和5年度には市内で一つ以上の部活動を地域へ移行いたします。また、令和6年度には各中学校で一つ以上の部活動を地域へ移行し、令和7年度には全中学校の休日の部活動を地域へ移行する予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、2項目めの農業振興のうち、耕作放棄地の田畑の割合、取組状況、それから原因ということで回答したいと思います。

耕作放棄地の田と畑の割合については、農業委員会が把握している再生利用が可能な遊休農地の面積で回答させていただきます。令和2年度の79.4ヘクタールに対して、田が28.9ヘクタール、畑が50.5ヘクタールとなっております。

耕作放棄地を解消するための取組状況については、千葉県耕作放棄地再生推進事業を活用し、農地再生の取組を支援してきましたが、この県の事業なんです、令和3年度で終了したことから、本年度は市の単独事業で耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を支援しています。

また、耕作放棄地を増やさないために、農地の担い手への利用集積、地域の共同活動によ

る多面的機能支払交付金の活用などを推進しております。

耕作放棄地になる原因につきましては、やはり高齢化等による労働力の不足、それから土地の条件が悪い、農地の受け手がない、そういったことが主に考えられるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは大きな項目の3、シティプロモーションについてお答えいたします。

市では今年度から、旭市の知名度やイメージの向上、また市民の郷土愛の醸成を目的として、シティプロモーション事業の一環として、ロケツーリズムの取組をスタートいたしました。この取組を通じて、映画、ドラマ等のロケ地を訪ね、風景や食などを堪能し、人々のおもてなしに触れ、その地域のファンを増やすことで地域活性化を推進していくものです。ロケツーリズムを中心としたシティプロモーション事業を推進するため、今年度から株式会社地域活性プランニングと業務委託契約を締結し、セミナーの開催、制作会社の誘致、各種メディアを活用した情報発信などを実施しております。

また、同社とは、旭ブランドを確立し、地方創生の実現を図ることを目的に包括連携協定を締結しており、地方創生全般に関する連携も進めております。

ロケツーリズムの取組は、今年4月からスタートし、セミナー等の開催を行っておりますが、市内でのロケの誘致、映画、ドラマ等の撮影の協力を行うための組織としまして、官民一体となったあさひロケーションサービス協議会、これを7月25日に設立したところです。この協議会は、約20の民間団体と市の関係部署にて構成されております。さらにきめ細かな支援、誘致活動が行えるよう、旭おっぺし隊という部会を設置しているところです。

具体的な取組内容につきましては、ロケ情報専門の雑誌、ホームページなどへのロケ地、飲食店などの情報掲載、ロケ地の問合せなどへの対応、ロケの現場での支援活動、これらの活動を推進するための勉強会への参加、協議会、旭おっぺし隊など関係者向けのセミナーの開催などを実施していきます。今後、実績を積み重ね、ロケ地としての情報を発信し、オール旭でロケツーリズムを推進してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 詳しい答弁、ありがとうございます。答弁に対し、再質問をさせてい

たきます。

1 項目めの（１）について、国が推奨している地域移行の受入先として、スポーツ少年団やスポーツ協会があります。旭市スポーツ少年団は、現在のところに主に小学生を対象として活動しています。種目としては軟式野球、サッカー、バドミントン、ミニバスケ、柔道、バレーボール、空手道があります。スポーツ少年団がない競技としては、陸上、テニス、卓球、剣道、ソフトボール、体操、水泳等が挙げられます。

また、国が想定している受入先の候補として、総合型地域スポーツクラブがあります。総合型地域スポーツクラブとは、多種目、多世代、多志向というスポーツクラブとしての形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって自主的、主体的に運営されるものであり、令和３年７月現在で3,583クラブが全国にあり、全国市区町村の80.9%に設置されています。旭市でも認定NPO法人スポーツアカデミーが活動されています。種目は、陸上、バレーボール、サッカーです。年会費と月会費が発生するので、地域移行の際には行政からの支援が想定されます。

また、全国的に見ると興味深い取組を行っている自治体があります。茨城県つくば市では、中学校の校長とPTAが中心となって市民クラブを設立し、中学生のスポーツ活動をサポートしています。山口県周南市では、教育委員会が中心となり関係団体と連携して、拠点校の全運動部で休日の部活動の地域移行を実現させています。これらの地域では、教員、部活動指導員、退職教員、社会人、大学生が指導者になっています。

再質問として、市内中学校における部活動指導員の人数は何人いらっしゃいますか。また、運動部活動の顧問になっている先生方に対する部活動の指導は負担になっているかどうかのアンケート等を行った実績はありますか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 市内中学校に配置している部活動指導員は、８月現在で６人おられます。また、運動部の顧問になっている先生方に対するアンケートは、市独自では実施しておりませんが、今後、旭市地域部活動協議会を運営していく中で、現場の声を吸い上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹） スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブが受け入れることができ

ない競技に関しては、今から部活動指導員を募集、育成し、3年後の地域移行の際に指導者として自立できる取組をしていけば、全競技を継続していくことができると思います。部活動指導員は教育委員会の管轄ですが、保護者や経験者の方の中にも休日だけなら手伝える方や曜日によって手伝える方がいるので、そういった方をリスト化し、シフトを組むことも可能だと思います。

先日、旭市柔道協会子どもたちに指導を行っている方に、運動部活動の地域移行についてのご意見を伺いました。旭市柔道協会は、指導者3人と柔道経験がある保護者で運営を行っています。週3回の練習で月謝は1,000円、この月謝は大会参加費や子どもたちの福利厚生に使われるため、指導者は完全ボランティアです。運動部活動の地域移行が想定されるのであれば、スポーツ少年団スタートコーチ養成講習会を受講してみようかなと、とても前向きなご意見でした。自分や息子たちが柔道で得たことを、柔道を学びたい子どもたちの指導を通して恩返ししているだけだよと言っていたことに感動しました。

また、ソフトボール指導者資格を取ってまで部活動の指導を行いたいと思っている教員の方もいます。野球部の指導をしたくて教員になった先生方もいます。一方で未経験の運動部活動の顧問にさせられて困っている先生方もいると思います。今後、地域移行に伴い教育委員会が中心となり、指導を続けたい先生が普通に部活動の指導を続けられる雰囲気や環境を構築し、スポーツ少年団や部活動指導員等の取りまとめをし、市内の全中学生を対象とした、仮称ですが、あさひクラブを新設することを提案したいと思います。

再々質問として、仮称あさひクラブを設立し、教育委員会が中心となり、地域の方々からの協力をいただき、中学生のスポーツ活動を支えていけたら素晴らしいと思うのですが、教育長の見解をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） ご質問にお答えします。

昨今、学校の運動部活動を取り巻く状況が厳しさを増す中で、また学校の働き方改革を推進する上で、運動部活動改革の必要性は十分認識しており、積極的に推進すべきものと理解しております。

様々な課題はあるものの、市教育委員会としましても、学校、生徒、保護者、地域の方々の意見を聞きながら、常世田議員の述べられたように、官民一体となり子どもたちのスポーツ活動を支えていきたいと考えております。そのために旭市地域部活動協議会を速やかに立

ち上げ、議員提案のあさひクラブについても検討をし、地域の特色を生かすとともに、行政や地域スポーツ団体、中学校等の関係者の理解と協力を得ながら、地域におけるスポーツ環境を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 教育長、答弁をいただきありがとうございます。運動部活動を地域移行する要因として、部活動を指導する先生方の負担が大きいことが挙げられていますが、部活動の指導に費やす時間分の手当が十分に支給されていれば、納得する先生方は多かったと思います。それなのに、運動部活動という存在を教育現場から切り離してなくしてしまうとする国の政策に疑問を感じます。運動部活動を指導する先生方の手当を増やして、今までどおりに中学の運動部活動を続けていくというのが本筋であると思っています。しかし、国が決めたことですから変更や中止はないと思われます。

休日の運動部活動が完全に地域移行する3年後までに、本市が特色を出した新たな運動部活動、あさひクラブを構築してほしいと思います。指導したい部活動がある先生方については従来どおりの関わりを維持し、スポーツ少年団や経験者、学生、保護者からの手助けをしてもらい、コミュニティスクールの部活動版であるあさひクラブの設立は、生涯活躍のまちあさひを具現化し、スポーツ振興の一助となると思います。

私ごとになりますが、中学生の頃、サッカー部へ所属し、ほとんど毎日、365日の朝練、夕方の練習はサッカーボールが見えなくなるまで行っていました。毎日へとへとになっていた記憶があります。と同時に、とても充実した3年間であったと思います。共に苦楽を味わった部活動の仲間と過ごす3年間は、かけがえのない時間であったと思います。

中学校の運動部活動の本質は、人間形成、人格形成、礼儀作法の習得、人と仲間を思いやる心、目標へ向かって切磋琢磨、努力する経験、その延長線上に勝ち負けがあるものだと思っています。運動部活動が地域移行されることで、勝利至上主義、勝つことにこだわるだけになってしまうことが心配です。子どもたちが成長していく過程での大切な時期です。教育委員会が中心となり、あさひクラブとして子どもたちの健やかな成長と発達を見守っていただけたらと思います。ご検討をよろしくお願いいたします。回答は結構です。

次の質問に移ります。

2項目めの（1）について、私は耕作放棄地を用いて、学校給食で使用する米と野菜を生産することができないかと思っています。その農場で生産された農産物は給食センターが

買い取り、給食の残菜を肥料化し、再び農地へ還元します。給食の残菜に公園や公共施設で出る落葉樹等の落ち葉、また家庭から出る生ごみ等を混ぜて堆肥化をすれば、良質な有機肥料がまた生まれます。移住や定住を考えている方が、その農場で農業を学ぶ場にもなります。農業体験をする場としても利用ができます。耕作放棄地の新たな有効活用、市内への移住・定住のきっかけづくり、地産地消、資源循環など多くの利点が挙げられます。

再質問として、千葉県が令和3年度まで受け付けていた耕作放棄地再生推進事業の新規受付は終了しましたが、今後、耕作放棄地を再生し、給食へ提供するお米や野菜を生産する場合、補助金となる事業はどんなものがあるのかお尋ねいたします。また、給食の残菜や落ち葉、剪定くず等を原料にした有機肥料を生産するためのバイオプラントを旭市において設置するような構想はございますでしょうか。もしくは民間企業が同事業を始めようとした場合、旭市から補助金等の支援をする考えはございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 先ほどの回答にもありましたが、県の耕作放棄地再生推進事業の終了に伴いまして、本年度より市の単独事業で耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を支援しています。補助内容なんですけど、補助率は事業費の2分の1以内または農地の再生面積10アール当たり10万円のいずれか低い額ということになっています。

有機肥料の生産につきましては、今現在、本市農業、畜産も盛んなんですけども、ほとんどの畜産農家が家畜の糞尿を堆肥化する、そういった施設を造って有効利用に取り組んでいるところです。新たな資源活用の検討は、具体的には今の現状では行っていません。食品残渣や剪定枝等を活用した有機肥料の生産につきましては、今後いろいろな情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

6月の一般質問の際にも取り上げたのですが、学校給食の無償化への取組やオーガニック給食についての見解、また地産地消の取組について、小・中学生のお子さんがある保護者の方からたくさんの反響をいただきました。オーガニック給食、地場野菜の積極的な給食への利用、いわゆる地産地消について進めてほしいという要望が多く、その必要性を感じております。

2006年12月に施行された有機農業推進法を基として、SDGsを視野に入れた有機農業産地づくり推進事業が千葉県でも始まりました。この内容についても6月のときに触れたんですけれども、具体的な本事業の補助内容が出たので追加として述べさせていただきます。

本事業の実施主体は市町村等であり、補助率は1市町村当たり上限が1,000万円です。補助対象がとても多岐にわたり、専門家からの意見の聴取、試行的な取組の実施、例えば農地の団地化、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置等であり、実施計画の取りまとめまでとしております。構想から施行、実施計画を策定するまでの段階、事業を実施する前段階から補助を頂ける魅力的な取組だと私は思っています。

令和4年6月の時点で、全国では53市町村が国の許諾を得て本事業への取組を始めております。県内では木更津市と佐倉市が始めております。バイオプラントの設置も、コストをかけて捨てている給食の残菜や落ち葉を有機肥料として再活用できる取組であり、本事業を開始すれば、SDGsを推進している旭市において有益な事業になるものと私は思います。

木更津市では、平成29年にオーガニックなまちづくりアクションプランを策定し、安心・安全な食の提供、農業振興、環境保全、さらにはまちのブランディング、SDGsへの貢献を積極的に進めております。学校給食における有機米の提供目標値を設定し、令和元年は2.4%、市内公立小・中学校30校への有機米学校給食提供日数にすると僅か3日間だけであったものが、令和3年には38.2%、52日間分、令和4年の見込みは57.3%、そして令和7年には100%を達成する予定となっております。栽培面積も、令和元年は1.8ヘクタールでしたが、令和4年は20ヘクタールになりました。有機米の生産者は、令和元年では5名でしたが、令和4年には15名に増えました。

これだけの数字を5年余りで達成した背景には、市の担当職員の奮闘、有機米先進地からの技術的な支援、また農機具メーカーとのICTを活用したスマート農業支援等、たくさんの方に支えられて達成することができたと、木更津市の職員の方がおっしゃっていましたが、重要なのは自治体としての明確な方向性を示す首長の強いリーダーシップ、予算化を含む庁内コンセンサスであると言っておりました。その上で、お米の全量買取りによる生産者の生産意欲の向上、達成感の共有、指導者の確保を行い、多様な主体とのつながりをつくり、市全体で市民全体で盛り上がっていくことが重要であると言っておりました。

有機農業産地づくり推進事業は、構想から試行、実施計画を策定するまでの段階、事業を実施する前段階から補助を頂ける魅力的な取組です。やってみた結果、できなかったでもよいと思います。やってみる、試してみる、失敗を恐れずにチャレンジしてみる価値は十分に

あると思います。旭市のこれからの農業、そして全国屈指の農業産出額を誇る旭市にとって、本事業に取り組むことは農業の幅を広げ、農業後継者を増やし、耕作放棄地の解消の一助になる可能性を秘めていると私は思います。SDGsに積極的に取り組む本市にとって必要な事業であると考えます。以上のことを踏まえ、質問させていただきます。

再々質問として、有機農業産地づくり推進事業は、有機農業の推進だけでなく、様々な経済効果があると思います。市長の見解をぜひともお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 昨年5月、農水省は、みどりの食料システム戦略を策定し、有機農業産地づくり推進事業を創設しました。この事業は、生産から消費までの具体的な実施計画を策定して、有機農業に取り組む市町村に対し、国が物流の効率化や販路拡大等の取組を一体的に支援していく事業です。このため、雇用の増大や地域所得の向上、豊かな食生活の実現など様々な効果が生まれるものと考えられます。

本市としましては、まず有機農業の取組を推進するため、有機農業の持つ環境負荷低減効果など様々な効果の周知を図るとともに、国のみどりの食料システム戦略が示す中長期的な目指す姿と取組方向を見据え、本市の農業者の状況や産地の特性などを踏まえた対応を図ってまいりたいと考えています。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁いただきありがとうございます。

給食へ提供する有機米を作りませんかというお話を、海上地区で米作りを行っている40代の農家数人へしました。採算が見合うということが前提ですが、木更津市の取組の事例の話をすると、何人かが興味関心を示してくれ、来年からでも試験的に開始してみようかという前向きな回答をいただきました。興味関心を持っていただいた農家は、もうけようという気持ちよりも、米作りを通じて旭市の子どもたちと食というキーワードでつながり、生き物調査や食育活動、職業体験等を行うことで食の大切さを子どもたちへ伝えたい。そして何より旭市のお米はおいしいんだよということを伝えたいと熱く語っておりました。

旭市の農業産出額は全国で第6位です。畜産、野菜、果物、米など農産物のおいしさと地元で手に入る農産物の種類の多さは、全国でも有数の食の町であると思います。食で観光客を呼び込むポテンシャルはとても高く、今後シティプロモーション推進事業が進むことで観光客も激増するものと思っています。しかしながら、食を生み出す農、その農業を生かした

観光と集客をほとんど行っていないのは、実にもったいないなと思います。

コロナ禍により人々は、近場で、屋外で、家族で楽しめるイベントにとっても関心を持っています。収穫体験や種まき体験、中には草取り体験まで出現しました。料金を払って田んぼの草取りをするなど、信じられない方が多いかもしれません。しかし、そこに収入が発生し、人が集まるのです。耕作放棄地を再生するための草刈りが農業体験になり得るのです。ビジネスとなる可能性もあるのです。チャンスはどこにあるか分かりません。そういったワクワク感を旭市民全体で共有することができる可能性を秘めている有機農業産地づくり推進事業に、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。回答は結構です。

次の質問に移ります。

3項目めの（1）について、課長、分かりやすい説明をありがとうございました。今後旭市で行うロケは、学校や病院といった公共施設だけでなく、商店や農家といった個人の方を対象とする撮影が増えるものと思われます。無用なトラブルを事前に防ぐためにも、撮影規約書、いわゆる契約書が重要であると思います。しかし、個人で作成するのは難しいと思います。再質問として、撮影規約書の作成、受入先の相談窓口、撮影側との調整等のサポートを企画政策課のほうでやっていただくことは可能でしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 市を通じて撮影の協力依頼があった案件につきましては、ロケが終了するまで市や旭おっぺし隊が撮影協力者と制作者双方の支援等を行います。また、撮影協力者に直接ロケの依頼があった案件につきましても、市や旭おっぺし隊にご相談をいただければ、撮影規約書の作成など必要な支援等を行います。

いずれにいたしましても、撮影協力者と制作者にとって安心して撮影に臨んでいただけるよう、そしてロケツーリズムの目的を達成できるよう、市と協議会、旭おっぺし隊がしっかりと役割分担を確立し、連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ご答弁ありがとうございます。

長崎県島原市では、市長直轄組織、ロケツーリズム班をシティプロモーション課の中に設置しています。茂原市でもロケツーリズム事業専任の職員がいます。本市では企画政策課の4名の職員が頑張ってくれております。しかし、通常の業務を消化しながらシティプロモ-

ション推進事業を並行して続けていくのはかなり大変であると思われます。本市では、旭市の魅力を全国へ発信することを目的として、シティプロモーション推進事業、特にロケツーリズムに大きな予算を投入しております。多大なる成果を上げるためには業務を特化する必要があると私は思います。

市長にお聞きします。本市でもロケツーリズムに特化した独立した班として編成することはできませんでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） ロケツーリズムの取組は、旭市の魅力を全国に発信するという私の基本戦略の柱の一つに大きく貢献できるものと考え、今年度から推進している事業でございます。現在は昨年度の体制から1名増員し取り組んでいるところですが、取組が始まってまだ半年経過したところでございますので、もうしばらく業務量等の状況を見ながら、事業運営に必要な組織の体制、人員等を検討していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田正樹議員の一般質問を行います。

常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、答弁ありがとうございます。

旭市の知名度を上げて、観光客や移住・定住者を増やしましょう。ロケの聖地、そしてアニメの聖地として旭市が認知されれば、俳優やアニメのファンが、聖地あさひに対してふるさと納税をしてくれます。さらに話題性が増えれば、旭市の商業価値が上がり、企業版ふるさと納税もかなり増えるものと思われます。映画やドラマ等の撮影隊をきちんと丁寧におもてなしをすれば、旭市の知名度が上がる、人口も増える、税収も上がる。一石二鳥ではなく何鳥ものメリットがあると私は思います。あさひロケーションサービス協議会が設立され、おもてなしの心で撮影隊を迎える準備は整いました。米本市長、さらなる成果を上げるため

に、しつこいようですが、シティプロモーションに特化したロケツーリズム班を独立させ、官民一体となり、旭市の名を日本全国、いや、世界に広めましょう。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇ください。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 議員番号7番、永井です。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。ちょっと咳と喉をやられていまして、ちょっとお聞き苦しい点があるかと思えますけれども、生温かい気持ちでご容赦ください。よろしくお願いいたします。

では、質問に移らせていただきます。

一つ目は、消防団についてです。

（1）は消防団の寄附金についてですけれども、まず前提として、消防団は地域防災の中核としてなくてはならない組織だと思っております。

消防団は、皆様の税金から年額報酬を頂いている非常勤の地方公務員になります。旭市には47部769名の一般団員がいるんですけれども、年額報酬は一般団員だと2万5,000円になります。火事や訓練、機材点検とか、あと多くの活動がありますので、年額報酬だけでは賄い切れないのが現状となっております。昔からの慣習で地域から寄附金という形で頂いている場合が多いんですけれども、しかし、この寄附金が問題になっております。特別職の地方公務員である消防団員が寄附を求める行為は違法になる余地があるという指摘がございます。

そこで、（1）の質問は、区または区民からの寄附行為について法的な根拠はありますでしょうか、お伺いいたします。

続きまして、（2）は団員数と年額報酬についてです。

先ほども申し上げましたけれども、旭市には47部、つまり47台の消防車があるんですけれども、団員数が、定数が769人の消防団員がいます。この数字は適当なのでしょうか。若い方が減少していますので、今の団員は在任年数がとても長くなっています。20年、30年やる方もいらっしゃる。このまま今の人数を維持するのは厳しいというという地区もございます。

地方交付税の算定上の標準団員数というのがあるんですけども、10万人の市で583人、年額報酬は3万6,500円となっております。いろんな、都会とか田舎で様々な要因がありますので、一概には言えないんですけども、そういう標準団員数というのがございます。旭市は6万3,000人ぐらいの人口で定数が769人ですのでだいぶ多いと思います。団員数と年額報酬についてのご見解をお伺いいたします。

続きまして、二つ目は学校の再編についてです。

これから学校の統廃合が進んでいきます。早いところだと飯岡中学校と海上中学校の合併が検討されていくと思います。素案ですと飯岡中と海上中が合併して、海上中の校舎を使うという素案になっております。飯岡地区の保護者からは、飯岡小学校と三川小学校、飯岡中学校を合併して小中一貫校にできないかという意見が上がっています。これから説明会やヒアリングが行われると思いますが、小中一貫校は選択肢にあるかご見解をお伺いいたします。

続きまして、三つ目の質問は雇用の確保についてです。

地方はどこも人口減少が問題となっているんですけども、子どもの数を増やすことはとても大事なんですけども、せっかく子どもが増えても大学や専門学校に行った子どもが就職先で都会にそのままいて、こっちに帰ってこないというのも人口減少の一つとなっていると思います。

大学や専門学校を卒業した子どもたちが旭市に帰ってきて、就職できるような雇用創出や企業誘致の取組などありましたらお伺いしたいと思います。

最後に、四つ目は選挙公報についてです。

選挙公報というのは、選挙のときに候補者の信条とか政策を記載して新聞折り込みに入れる公報があるんですけども、その提出方法が、台紙を渡されて、それに直接記入するか、作ったものをその台紙に貼り付けるという方式なんです。それがとてもアナログで面倒なものです。ですので、印刷したものを貼り付ける手間があるんだったら、そのままPDFファイルなりで提出させていただきたいと思うんですけども、そういうデジタルでの提出に対応できないでしょうか。

これが1回目の質問になります。再質問からは質問席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、1番、消防団の充実について、（1）と（2）につ

いてお答えいたします。

初めに、（１）消防団活動に当たり、区または区民からの寄附行為について法的な根拠はあるのかでございます。

消防団員の身分は、地方公務員において非常勤の地方公務員と定められており、消防組織法において、消防団は地方公共団体の行政機関と定められております。

地方財政法では、地方自治体は住民に対し寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないとされておりますことから、ご質問の法的な根拠はございません。

消防団の活動につきましては、地元でのお祭りの警備やイベントへの参加など、本来の消防団活動以外の活動を行うこともあり、地域に貢献をしていると伺っております。これらの活動について、消防協力費というような形で、区または区民から地元消防団へ渡し、それぞれ地元での活動に活用されていると考えております。

次に、（２）消防団員の数、年間報酬は適当なのかでございます。

消防団員定数につきましては、平成17年の１市３町の合併時、１市３町の定数を合算したため、1,052名というとても大きな定数でございました。そのため各地域の皆様や消防団幹部との協議を重ねながら、平成30年３月の条例改正により、769名と適正な団員定数といたしました。年額報酬につきましても、平成30年３月の条例改正により、近隣市町を参考にしながら増額改定し、適正化を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、２の学校の再編についてお答えいたします。

小中一貫校の設置につきましては、学校再編計画策定委員会でも検討されてまいりましたが、メリット・デメリットを踏まえて、より深い議論と地域の合意が必要と判断されました。そしてこの策定委員会では、学校再編の一番の重要課題である児童・生徒数による適正な規模と適正配置など、教育環境や学校運営の不均衡の解決を最優先としたため、学校再編基本方針では、小中一貫校は想定をしておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、３、雇用の確保についてのうち、雇用の確保、企業誘致についてどのような取組をということについてお答えをいたします。

まず、雇用に関する対応といたしまして、市内企業40社で構成する旭市雇用対策協議会

が実施している合同企業説明会や合同就職面接会などの取組がございます。市内にある企業と就職を希望する地元高校生や大学生などの就業マッチングの場として開催しており、これまで多くの学生が参加し、地元企業への貴重な就業機会として好評を得ております。

また、企業誘致に関しましては、鎌数及びさくら台の工業団地の分譲は既に完了したことから、平成31年3月に企業誘致条例を見直しして、新たに旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例を制定いたしました。それまで工業団地のみであった固定資産税の減免等の企業誘致奨励措置を市内全域に広げ、対象業種についても拡大し、既存企業の新たな設備投資を促進することで雇用の場の創出を図っております。また、雇用奨励金を新たに創設し、市民の雇用の促進も図っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、大きな4番、選挙公報について申し上げます。

選挙公報につきましては、旭市選挙公報の発行に関する条例の規定により、現在は紙の台紙に直接記入するか、打ち出した原稿を直接貼り付ける方法により提出していただいております。電子データでの提出を受けるには、PDFデータの内容を確認するためのソフトを導入し、データ上で形式など不備がないのかの確認が必要となります。

選挙公報は短い期間で有権者の皆様に届けることが必要で、選挙期間が7日間という短い市の選挙においては、電子化に踏み切れていないのが現状です。しかしながら、一方、行政手続の多くが電子化される中、選挙公報の原稿につきましても、電子データやオンラインによる提出にも対応していかなければならない時期に来ているのではないかと考えています。今後は先進地の事例なども参考にしながら、検討を進めていきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 分かりました。では、再質問させていただきます。

消防団は、公務員としての活動だけではなくて、地元の青年団としての側面もあると思います。地域に統制の取れた若者の組織があるということは、とても便利ですし、いざというときの備えにもなります。そういった点からも消防団は必要だと思います。

寄附金については法的な根拠はないということですが、区から消防協力費をもらうことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 区からの消防協力費については、各地区それぞれの取り決めがあると思いますが、各地区消防協力費等の名目で古くから防災活動への深い理解と地元有志へのねぎらい、また、それぞれ地元消防団にお祭りやイベント等、地元行事への参加協力等もあり、地域貢献活動の協力費として区より頂いているものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 必要だとは思いますが、私のところに市民の方から、寄附金に関しての苦情とかが寄せられております。内容としては、団員に家を囲まれたとか、集団で寄附を請求されるとか、公務員なのだから公費で負担するべきとか、そのような意見がございます。私も現役の消防団員ですので、寄附金がないとちょっとつらいなとは思いますが、そのような意見、特に違法性の余地があるとか法的な感じで言われちゃうと、このまま続けていくのは難しいのかなというのはあるんですが、市のほうには苦情とかはないでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防協力費の徴収に関しての苦情や問合せ、こちらにつきましては年に数件ございました。そのような場合は、その都度内容について説明してご理解をいただいております。このようなことから、令和4年5月、消防団長より各団員宛てに、消防団員自らが集金行為をすることのないよう通知をいたしました。通知の後、苦情等は来ておりません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 団員が自ら寄附金を徴収する行為は苦情が多いので、禁止していただいちゃったと思います。その反面、団員が徴収しないということは、その代わりに区長とか区の役員が徴収することになったりすると思います。これからは区を通して寄附金が寄せられるということで、区に入っていない人はそういう協力金を払わなくていいということになるので、不公平感が出てくるかと思うので、長期的には別の方法を考えていかなければならないのかなと感じております。

今度は（2）のほうの再質問に移らせていただきます。

平成30年に団員定数を減らし、年額報酬も上げていただき、改善の方向にあると思います。

しかし、適正化を図ってもまだ十分ではないと思います。若い人の数は加速度的に減っています。それと個人主義が定着してきて、なかなか休みの日までボランティア活動をしてくれる人はそんなに多くはありません。

ほかの自治体のデータを紹介したいんですけども、極端な例ですと、船橋市は人口64万人で消防団員は720人、市川市は人口49万人で団員は400人となっております。旭市と人口が近い自治体でいうと、袖ヶ浦市が人口6万4,000人で467人、八街市が人口6万6,000人で480人となっております。地域の事情やそれまでの流れがあると思いますけれども、一概に比べられませんけれども、旭市は少し割合が多いのかなと、もっと低い割合で運用している自治体も多いように感じます。もちろん、旭市よりも割合が高い自治体も存在しているんですけども、近隣自治体の情報だけではなくて、少ない団員数で運用している自治体なんかも参考にしながら継続可能な消防団の定数を模索していただきたいと思います。

話は変わって再質問になりますけれども、消防団活動をしていく上で雑費や備品代がかかります。例えば軍手とか暖房器具とか草の刈り払い機とか、あとは水道光熱費とかトイレのくみ取り代金など維持費がかかります。それらの行政が負担しない経費については、どこが負担しているのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） それでは、行政が負担しない経費についてお答えします。

消防団運営経費につきましては、非常備消防費といたしまして、消防庫の建設費や消防車両の購入費、消防装備品の購入費、修繕等の維持管理費につきましては、市の予算から支出しております。また、各部へ消防施設の管理補助金といたしまして、年額2万円を交付しております。光熱水費、こちらにつきましては各部で負担をいただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 施設管理費などで2万円とか出ているんですけども、実際はそれ以上に活動費というか維持費がかかっております。

年額報酬なんですけれども、個人に入るのではなくて、部が一括して年額報酬を集めて、それを活動費に充てているのが現状でございます。訓練とか機材点検とかいろいろ活動で、年間30日から40日ぐらい出動というか集まる機会があるんですね。ということで、寄附金なしでは維持するのは難しいと思います。ですので、団員数を少し減らして、その分年額報酬

を増額して、寄附金をもらわないで維持できる体制が望ましいと考えますが、ご見解をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防団員定数につきましては、平成17年の合併時より協議を重ねながら、平成30年3月の条例改正に至ったものであります。平成23年の東日本大震災時の消防団の活躍を考えますと、大規模化する自然災害や発生が懸念される千葉県東方沖地震、首都直下型地震、こちらに対処するためには、現在の定数、消防力を維持していきたいと考えております。しかしながら、人口減少、中でも生産年齢人口の減少、また就業形態の変化により団員確保がさらに厳しくなってくるものと考えております。このようなことから、消防団員定数につきましては、今後、各地域の皆様や消防団幹部、消防関係者との協議を重ねていきたいと考えています。

年額報酬の増額につきましても、近隣市町の動向を見ながら、併せて協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 時代の流れとともに寄附金の風当たりとかも強くなりますし、区に入っていない人との不公平感などもありますので、変化していかなくてはならないと感じております。定数に関しても、私は東日本大震災のときに大規模災害の備えとして、ある程度の人数は必要だと思っております。そういうときに備えてシニア世代も含めてOB組織をつくっておくことも必要だと思います。先ほど島田議員の一般質問のときでも、防災のほかの組織ですね、そういうのが消防団だけではなくて、そういう大規模災害のときに協力して当たれるような体制づくりが必要なのかなと思います。

最後に、4回目の質問として、女性消防団員を積極的に導入していくべきだと思います。旭市には今一人もいないんですけれども、今は性別で区別する時代ではないと思います。女性も入団して男女差なく消防団員として活動していただけるように受入れ体制を整えるべきだと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防団員数が全国的に減少してきている中、国や県では多様な人材の

活用といたしまして、女性や学生等の入団促進を図っており、県内では48消防団のうち34消防団が導入し、主に火災予防活動、イベントへの参加、広報活動などを行っていると同っております。旭市におきましても、女性消防団員の導入につきましては検討課題となっております。今後団員確保がさらに厳しくなるものと考えておりますので、女性消防団員の導入につきましても近隣市町の動向を見ながら、消防団組織のことでございますので、消防団長を含む幹部役員と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。女性からも消防団へ入ってみたいという声も少なからずいただいておりますので、女性が入ってもいいんだという雰囲気づくりというか、体制づくりをぜひお願いしたいと思います。先ほども言いましたけれども、シニア世代や女性など、若い男性だけではなく消防団を支えていかないと、これから厳しくなると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、学校再編について移らせていただきます。

小中一貫校、飯岡小、三川小、飯岡中の小中一貫校は選択肢にないということですが、できない理由などあったらちょっと教えていただきたいと思います。結構保護者の方から、ぜひ飯岡中の場所に、飯岡小、三川小、飯岡中を残してほしいというか、小中一貫校をやってほしいという意見を聞きますので、こういう理由で中学生の数が変わらないとか、そういう理由もあると思うんですけれども、できない理由を教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小中一貫校につきましては、先ほども申し上げましたように、再編計画策定委員会で、メリット・デメリットを踏まえて検討いたしましたが、再編のほうでまず優先すべき最大の課題である児童・生徒の減少と財政規模の縮小による教育環境、学校への不均衡を解決するため適正規模・適正配置、これを最優先としたことから、学校再編基本方針では小中一貫校は想定しておりません。

永井議員が先ほど述べられました飯岡地区だけでは、将来の飯岡中学校の生徒数、これが少なくなると推計されておりました、適正規模・適正配置にならないため、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね、飯岡小、三川小、飯岡中の合併だと、中学校の人数が変わらないということで、そういうことがネックなんだと思います。ただ、自分の町から中学校が消えてしまうという悲しさみたいなものもありますので、もし可能性があるのであれば、少し探っていただけるとありがたいと思います。

では、再々質問になりますけれども、統合するということは廃校になる学校が出てきます。その学校の活用方法は、いつ、どなたが、どのように決めるのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 廃校となる学校の活用につきましては、地域の皆様の意見や要望を重視し、施設を有効活用できるよう検討してまいります。決定までの手順につきましては、まず、学校再編に合意をいただきました各学校で、地域の代表者で組織する地域検討会議を設置し、その会議の中で統合校への意見や要望の取りまとめ、その中で廃校の活用についてもご検討いただきたいと思います。その後、統合校に地域検討会議の代表者で組織する代表者会議を設置し、地域検討会議からの意見や要望を協議の上、具体的な活用方法を検討していただきます。

こういった地域の皆様からの意見等を踏まえまして、地域性や財政状況などを総合的に判断し、最終的に市で決定しまして、整備、改修等を進めることになると思われま。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） その地域検討会議なるものでいろいろ決めると思うんですけれども、幅広く皆様の意見を聞いていただいて、検討のテーブルにはのせていただきたいと思います。

先日の子ども議会でも廃校利用については挙がっていましたが、水族館にするとか、あとは道の駅という意見だったと思います。そのほかにも、自分のところにも、こんなふうに使ったらいいんじゃないかなという意見をいただいていますので、ちょっと提案というか、ご紹介させていただきたいと思います。

まず、廃校の体育館ですね。武道場にしてほしいという意見がございます。旭市には市の常設の武道場がありません。ぜひ体育館が空いたら一つはつくってほしいという意見がございます。昼の場所があると簡単に避難所にもなると思いますので、そういった面でも一つぐらい武道場があってもいいんじゃないかと感じております。

続きまして、老人ホームに使ってはという意見がございます。これから高齢者が増えていきますので、そういうニーズがあればぜひご検討ください。

あとは、先ほどの雇用の創出なんかでもあったんですけども、レンタルオフィスですね、そういったものに使ってはどうかという意見もございました。気軽に起業ができて、そこに新たな雇用や産業が生まれるかもしれませんので、レンタルオフィスなどの意見がございました。あと、市営住宅にしてはどうかという意見もございます。これはいろいろ排水とか水周りとかで難しいかもしれないですけども、そういう意見もございました。

そのほかには、芸術家の活動拠点にして、観光スポットにできないかというご意見です。こちらは芸術家にそこに滞在してもらって、そこでアート作品を創ってもらい、作品を残してもらおう。そういうのを繰り返すことによって、その廃校が一つの美術館のように、あとはレガシーになっていくと思うんですね。毎年毎年違う作家がそこに住んで作品を創って、それがその学校に残っていく。そのような使い方も考えられるんじゃないでしょうか。

あとは撮影スポットとして、学校というのはとても必要があります。当市でも、先ほど常世田議員が質問されていましたが、ロケツーリズムなんかで学校が自由に使えるとロケもたくさん誘致できるんじゃないでしょうか。

あとは学校を撮影で使っても、普通の学校ですと、そこに観光客なんかは入れられないんですけども、廃校の有効活用の場合は、撮影しない間は、そこは観光スポットとして、そこに入ることもできるということで、聖地化も考えられると思います。ほかにももっとよい活用方法があると思いますので、数件のパブリックコメントだけではなく、幅広く意見を募集してみたら、面白い意見が出てくるんじゃないかと思います。

では、次の項目に移りたいと思います。

雇用の確保について、様々な取組が現在もあるということですが、工業団地はもういっぱいということで、それ以外にも固定資産税の減免などでいろんな取組で雇用を創出したり企業を誘致したりしているということが分かりました。特に大学や専門学校を卒業した若者が魅力を感じるような企業が旭市に来てくれるとありがたいと思うんですけども、ITベンチャー企業とか、あとはサテライトオフィスなど、そういうものを誘致することはできないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） ITベンチャー企業の誘致につきまして、具体的な方策につ

きましては現在のところございませんが、今ある制度を活用しての対応策としまして、まず昨年11月に制定しました旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の適用が考えられます。これは、過疎地域に指定された干潟地域への企業進出、設備投資等に対して課税免除措置が行われるもので、この中では情報サービス業も対象業種としておりますので、もし干潟地域において、IT事業者がサテライトオフィスを新設した場合なども税制優遇措置を受けることができますので、もし活用したいという企業がございましたら、こういったものも一つの受皿になり得るのかなというふうに思っております。

また、長期的なスパンですけれども、県で取組を進めております空き公共施設等を活用した企業誘致との連携が考えられます。ただいま議員のほうからも、子ども議会のいろいろな提案という中でも出てまいったことでございますけれども、県においては平成28年度より、県内の各市町村と連携して、市町村が有する空き公共施設等を活用した企業誘致のほうを進めているところでございます。本市では、今のところ企業誘致に活用可能な空き公共施設等の物件はございませんが、現在市が進めている公共施設等の再編の中で、将来的に利活用可能な空き公共施設等が生じた場合には、その情報を県と共有、連携しながら有効活用していくことが可能となりますので、空き公共施設の有効活用の観点も踏まえ、検討していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） とても前向きな回答をありがとうございます。

サテライトオフィスとかというのは、便利な田舎が選ばれると思います。都会の喧騒を忘れてテレワークなどを使って仕事もできると。旭市は食も豊富ですので、ぜひぜひそういう誘致ができるとありがたいです。今は使える公共施設等ないと思いますけれども、そういうものが出来た際は検討をお願いいたします。

あとは古くなった普通の民家ですね、それらを改装してサテライトオフィスにしているような例もあると思いますので、そういうことも検討していただけるとありがたいです。

再々質問としては、そのほかに若者が帰ってくる方法などがあれば、もう一つお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 先ほども申し上げましたが、市内での就職を考えている方の受皿としましては、先ほど申し上げたような旭市雇用対策協議会における合同企業説明会で

あるとか、合同就職面接会を実施しております。合同企業説明会のほうは、例年4月に実施しております、本年度は4月27日に東総文化会館において第5回目を実施しまして、288名の方が参加されました。

合同企業説明会は主に高校生を対象としておりますが、大学生及び一般の方も対象でありますので、実施の際にはポスターや案内チラシを、近隣高校のほか、県内の大学及び短大11校へ送付したり、報道機関へも情報提供するなどして周知を行っております。また、来月26日には合同就職面接会を開催予定で、こちらは市として中途就職希望者や大学生を対象にしております、40名ほどの参加者を見込んでおります。このような事業を通じて、市内の雇用創出、就業の機会を広げていきたいと考えております。

そのほか、若者たちが地元へ戻って働きたいと感じるような環境づくり、先ほど議員のほうからもご提案ございましたいわゆるワーケーションというようなものかもしれません。そういったものであるとか、古民家を改修してのサテライトオフィスの誘致といったものも全国的には事例がございます。そういった先進事例を調べながら、今後研究してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 市内外に周知していただいているようですので、旭市にもっと就職してくれる、戻ってきてくれる若者が増えるといいなと思います。

あとは、本市では農業のIターンやUターンなども、Iターン・Uターン就農なども併せてありますので、若者が都会から戻って、旭市に戻ってきてよかったなというまちづくりをしていただきたいと思います。

続きまして、選挙公報について再質問させていただきます。

いろんな理由があって、アナログのほうが今は便利だということで、でも、だんだん変化してデジタルに進まれるかもしれないというご回答でした。日本は全体的にデジタル化が遅れていると思いますので、ぜひぜひ総務課のほうでは、できる限りデジタル化を進めていただけるとありがたいと思います。

ちょっと話は変わるんですけども、選挙公報の配布方法について質問させていただきます。選挙公報は、今は新聞折り込みで配られています。あとはこういう公官庁とかに置かれたりしているんですけども、だんだん新聞を取っている家庭も少なくなっていて、行き渡らないようになっていくと思うんですね。ですので、どこかの時点で、新聞折り込みではなく全戸配布など、そういう方法に切り替えたほうがいいのかなと思います。特に若い人は新

聞を取っていない人が多いので、選挙公報って何、見たことないよという人も多いと思いますので、時代に即した選挙公報、そういうのも考えていただきたいと思いますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 選挙公報の配布方法につきましては、議員おっしゃった新聞折り込みのほか、希望者への郵送、各公共施設への据置き、ホームページへの掲載など多様な入手手段を設けております。さらに、昨年12月実施の市議会議員選挙からは、ツイッターによる選挙公報の発信も始め、情報伝達の充実を図っているところです。

これからも配布方法については随時検討を行い、なるべく多くの方に選挙公報が行き渡るように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ツイッターとかホームページなどを使って徐々にデジタル化もしていると感じます。これからもできる限り多くの人に見ていただけるように、ご配慮をお願いいたします。

以上で一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 以上で永井孝佳議員の一般質問を終わります。

自席へお戻りください。

会議は途中ですが、ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（木内欽市） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

(2番 伊藤春美 登壇)

○2番(伊藤春美) 議席番号2番、公明党伊藤春美でございます。令和4年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

私からは、大きく2項目4点の質問をさせていただきます。

1項目め、骨髄バンクドナー登録の推進について、2項目め、保健・医療の充実について質問させていただきます。

1項目め、骨髄バンクドナー登録の推進について。

骨髄バンクは、血液の病気などのため、骨髄移植などが必要な患者と、骨髄の提供を希望するドナーをつなぐ公的事業です。適合するドナーが見つかる確率は、きょうだい間でも4人に1人、それ以外であれば数百人から数万人に1人とまれなため、骨髄移植を受けられない患者が少なくありません。移植を希望する全ての患者がチャンスを得るためには、一人でも多くの方々のドナー登録への協力が必要です。また、ドナーと移植を希望する患者に、骨髄・末梢血肝細胞の提供を希望する方です。

日本骨髄バンクのドナー登録者は全国で52万人、移植を待つ患者の約96%に適合するドナーが見つかる状況であり、一見、十分なドナー登録者が確保されているように思えます。しかし、骨髄ドナー登録は18歳から54歳までとなっているため、満55歳の誕生日を迎えると登録は取消しになります。現在、ドナー登録者は40代が最も多く、若年層の登録が伸び悩んでいるようです。提供可能年齢が54歳以下であることを踏まえると、現在40代の方が55歳となり、ドナー登録が取消しされた後、ドナー不足が発生し、移植件数の減少が懸念されます。そのため、さらなるドナー登録者の増加が課題となっています。

そこで、(1)本市の骨髄バンクについて、登録者の年齢別推移について伺います。

(2)本市の骨髄移植ドナー支援事業助成金について、実績実数と今後のドナー登録者の普及方法について伺います。

2項目め、保健・医療の充実について。

本市は、保健・医療の目指す姿として、市民一人ひとりの健康づくりを支援するとともに、地域医療機関との連携を図り、病気の重症化を予防し、健康の保持増進を推進しますと掲げられています。

日本人の平均寿命は、男性81.47歳、女性87.57歳と、共に過去最高を更新、高齢者人口に伴い、1人当たりの医療や介護費用も急増しています。こうした中で、自立した健康的な生活を送り続けるために、日々予防に心がけて健康寿命も伸ばしていくことが大切になります。

しかし、今、日本は2型糖尿病患者が世界の中でも第9位、糖尿病は一たび発症すると治療することはなく、放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起し、末期には失明したり、透析治療が必要となります。さらに、脳卒中、虚血性心疾患などの発症率を高め、QOLを著しく低下させるのみでなく、医療、経済的にも大きな負担を強いられています。糖尿病実態調査では、50歳を超えると顕著に増加し、成人の6人に1人が糖尿病、あるいはその予備群と報告されています。健康長寿を延伸するため、糖尿病の予防対策は国民的な課題となっています。

昨年、2021年6月、世界的な製薬大手ノボ・ノルディスク・ファーマが行う糖尿病の増加を抑制するためのCCDプロジェクトに、38番目のパートナー都市として本市が選定されました。

そこで、（1）旭市における糖尿病対策CCDプロジェクトについて、その目的と進捗状況について伺います。

（2）本プロジェクトについて、今後の展開と取組を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問からは質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは、1項目めの骨髄バンクドナー登録の推進について回答いたします。

初めに、（1）骨髄バンクの登録者数の推移についてお答えいたします。

市町村単位での詳細データがございませんので、公表されております骨髄バンクデータ集から県単位でのデータで回答いたします。

令和4年7月末日時点での千葉県のドナー登録者数は1万8,839人となっており、平成29年3月末日の1万3,981人と比較すると5,000人近く増加しています。

なお、旭市の登録者数は200人ほどと伺っております。

年代構成については、40歳代の登録者が最も多くなっております。また、全国の登録者数も同様の傾向で、特に40代後半の年齢層が最も多く、若年層での登録が少ない状況が確認できます。ドナー登録者は55歳の誕生日をもって末梢されますので、若い世代の登録者を増やすことが重要であると考えております。

続きまして、（2）の骨髄移植ドナー支援事業助成金の実績について回答いたします。

この助成制度は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄及び末梢血管細胞の提供者に対し助成金を交付することにより、骨髄移植やドナー登録の推進を図ることを目的とし、令和元年度4月から開始したものととなります。

助成対象は、骨髄等の提供を完了した市民と骨髄提供ドナーが勤務するドナー休暇を与えた国内にある事業所としています。助成金額は、個人に対しては骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数1日につき2万円、上限が7日になっております。事業所に対してはドナーに与えたドナー休暇の日数1日につき1万円、上限が7日としています。

これまでの実績は、骨髄等を提供した市民に令和3年度に2件、28万円を交付しています。

ドナー登録への普及については、本制度の周知のほか、献血実施時の呼びかけと窓口や成人式でのパンフレットの配布、推進月間におけるポスターの掲示などを行っております。

以上となります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課からは、大きな項目の2、保健・医療の充実についての（1）（2）について回答いたします。

まず、（1）ですが、目的と進捗状況ということでした。あと、市が何で選ばれたかという経緯を含めながら回答いたします。

CCDプロジェクトは、世界的な製薬メーカーであるノボ・ノルディスク・ファーマ株式会社が、社会貢献活動として世界の主要都市などで行っている2型糖尿病抑制事業となります。このCCDプロジェクトが本市で行われることとなった経緯としては、ノボ社が日本でこのCCDプロジェクト実施を検討する中で、厚生労働省や内閣府にヒアリングを行った際に、生涯活躍のまち形成事業で優れた官民連携を行っている自治体として本市を高く評価する声があり、結果、本市が世界38番目のパートナー都市として選定されたところです。

本事業の実施に当たっては、昨年6月に本市と千葉大学医学部附属病院及びノボ社の3者による包括連携協定を締結し、「生涯活躍のまち・みらいあさひ」を主たるフィールドとして、ノボ社による支援の下、令和7年度までを事業期間として、糖尿病患者の発症抑制と重症化予防のための共同研究を進めてまいります。

次に、本事業の進捗状況ですが、昨年度は千葉大学病院による旭市の糖尿病患者の状況等についての基礎調査が行われました。今年度はこの調査結果を踏まえ、発症抑制と重症化予防それぞれについての具体的な市民へのアプローチ方法の検討が行われております。

このうち発症抑制については、保健・医療の側面だけでなく、広くまちづくりからのアプ

ローチが必要であることから、市では本年4月に若手・中堅職員による市内横断のプロジェクトチーム旭市CCDプロジェクト推進チームを設置しました。プロジェクトチームでは、糖尿病発症の大きな原因である肥満について食事と運動の面からアプローチをすべく、そのためのパイロット事業の企画立案を、千葉大病院やノボ社に指導をいただきながら進めています。また、重症化予防については、糖尿病の重篤な合併症である糖尿病性腎症の予防プログラムの実施や、旭中央病院や医師会等との連携体制の構築について検討を行っております。

続きまして、(2)になります。今後の展開・取組として、発症抑制については、プロジェクトチームの企画立案によるパイロット事業を、今年度下半期から来年度にかけて実施し、その実施結果の効果検証を令和6年度に行った上で、市の施策として本格実施するか等の検討を行う予定となっています。

重症化予防については、先ほど申し上げた糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施し、これと併せて旭中央病院や医師会等との連携体制構築の検討を進めていきます。

千葉大学病院及びノボ社との協定期間は令和7年度までとなりますが、それ以降についても、本事業で得られた知見を活用しながら、市民の糖尿病対策、ひいては市民の健康増進にチーム旭、オール旭で取り組んでまいりたいと考えております。

また、本事業の研究成果は、千葉大病院により国内外の学会で発表される予定であり、そのほか厚生労働省などが実施する優良事例表彰への応募も検討していると伺っております。

本事業の実施により、市民の健康増進を図るだけでなく、旭市の名を国内外に認知していただく絶好の機会としても期待できますので、市としても積極的に本事業に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 1項目め（1）の再質問です。

ドナー登録できる年齢は18歳から54歳ですが、実際にドナー提供できる年齢は二十歳からです。2022年7月末時点で千葉県の二十歳から54歳の人口は284万9,000人、そのうち二十歳から54歳のドナー登録者は1,889人、千葉県の対象人口1,000人当たりにおける登録者は6.67人ということで、全国平均の9.63を下回っております。

先日、骨髄移植を必要とする木更津市の7歳の女の子のご両親が、適合者が見つからず、懸命にドナー登録を呼びかけておられました。7歳の子の命を救うため、一人でも多くの方に協力いただけることを願っております。そこで、ドナー登録の方法と手続きができる場所

を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 骨髄バンクドナー登録は、日本赤十字社及び保健所が行うこととなります。常時開設している県内の登録場所は、都市部にあります6か所の献血ルーム、長生、君津、印旛の3か所の保健所となっております。旭市では、献血を市の施設で平日に年9回程度、ショッピングセンター・サンモールで日曜日に年4回程度開催していますので、この献血実施の際に検査用の採血を行った上、ドナー登録が可能となっております。

なお、市役所での献血の際には、ドナー登録会を併設しておりますので、説明員の詳しい説明を受けて登録することもできます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 平日以外でも献血やドナー登録ができることは、平日働いている方への周知及び推進につながりますので、引き続き推進のほうをよろしくお願いいたします。

ここで再々質問です。毎年10月は骨髄バンク推進月間と定めて、厚生労働省が中心となって骨髄移植に対する国民の理解を深め、骨髄バンクドナー登録を推進する啓発活動が行われていますが、本市は推進月間を活用してどのような啓発活動を行う予定があるか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 千葉県骨髄バンク推進連絡会が、「いのちの輝き展」としてパネル展を県内各地で実施しております。市では強化月間に合わせ、9月20日から10月4日まで、本庁舎1階ロビーにおいて実施します。「いのちの輝き展」では、白血病などの病と戦う中で、生きたいという強い意志を込めた絵画や書などの展示のほか、骨髄移植により元気になった患者とドナーとが交換した手紙などを展示してまいります。骨髄移植等を必要とする患者を救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要となりますので、ドナー登録の呼びかけ等の啓発活動に努めてまいります。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 本市で開催するパネル展は、ドナー推進に重要なことです。ぜひ多くの方、特に若い方にも見ていただけるよう徹底した周知をお願いいたします。また、今後もち

のような取組を積極的に行うことでドナー登録者が増え、移植を待つ方に希望を届けられたらと思います。

それでは、次に（２）本市の骨髄ドナーへの助成制度について再質問いたします。

骨髄移植を希望する96%以上の患者に適合者が見つかるのですが、ドナー側の親族からの同意が得られない。仕事の影響がある、仕事の都合がつかない等、またほか住所不明など保留も多く、最終的に6割の方がドナーを辞退される現実があります。移植を待つ患者にとってつらいのは、ドナーが見つからないよりも同意をキャンセルされたことだと聞きました。これを何とか解決させていくための一つとして、善意で取っていただく有給休暇ではなく、特別休暇を取れるようにすることが普及の一つだと考えます。

そこで、本市または県内においてドナーをサポートするドナー休暇制度を設けている企業、事業者はどのくらいあるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 日本骨髄バンクの公表データで回答させていただきます。

令和4年8月15日現在で、全国で732社がドナー休暇制度を導入しています。県内においては、千葉県に本社を置く企業数で5社となっております。市内の導入状況は把握しておりません。なお、市役所においては、平成17年の合併時点で既に職員の特別休暇としてドナー休暇制度を導入済みです。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 再々質問です。骨髄ドナーに登録されてから骨髄移植完了までの流れを伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ドナー登録が済んだ後、患者とHLA型（ヒト白血球抗原）が適合するとお知らせの書類が郵送されます。本人の提供意思、家族の意向、日程や健康状態などのアンケートに答えて返送します。その後、確認検査として、骨髄バンクのコーディネーターと面談し、調整医師の問診と説明を受けます。ここで提供の意思に変わりがなければ、健康状態確認のため採血を実施します。確認検査から2か月後にドナー選定結果通知が届き、その一月後に最終同意として、コーディネーター、調整医師、立会人同席の下、本人、

家族の最終的な提供意思を確認いたします。

骨髄等の提供の3週間前までに採取施設で医師の詳しい健康診断が行われます。骨髄の提供の場合には、事前に自己血輸血のための採血をし、3泊4日程度の入院により骨髄採取を実施し、退院となります。

採取から二、三週間後に健康診断を実施し、骨髄提供プロセスが終了します。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 4回目の質問です。本市でも骨髄移植完了までのドナーと休暇を与えた事業所には、申請により助成金を交付しています。しかし、まれに患者の体調により、最終同意後に骨髄移植が中止になる場合があると聞きました。中止になると骨髄移植完了とならず、申請への条件に該当しません。

移植への準備に仕事を休み、検査等様々大変な思いをされてきていると思います。これではドナーへの確保がさらに低下してしまうのではないのでしょうか。ドナーの支援なくして命はつながりません。そこで、骨髄等の提供に関わる最終同意を行った後も、当該骨髄等の提供が中止された方にも助成金の対象としていただけないか、市の見解を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 茨城県の鉾田市や埼玉県など、最終同意後に骨髄等の提供が中止になった方へも助成金を交付している自治体もありますが、県内の市町村においては、県の骨髄移植における支援事業に基づき事業を実施しているため、骨髄提供全て完了した方に限定して助成金を交付しております。

今後は、県や県内市町村の動向を注視しながら、骨髄提供に至らなかった方への助成金を検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ぜひ県とも連携していただき、県内発の推進をリードしていただきたいと思います。

2019年2月に、日本水泳界のエース、池江璃花子選手が突然白血病を発表し、抗がん剤治療、造血幹細胞移植を受け、約10か月の入院生活を送り、12月に無事退院、競技に戻られて活躍中です。一人でも多くの方に登録してほしいと話されていたことは印象的です。骨髄バ

シクの登録や普及啓発のために、提供しやすい環境整備を、これからも行政や自治体、市町村ができる限りの施策を講じ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2 項目め、保健・医療の充実について、（１）の再質問に移ります。

先ほどＣＣＤプロジェクトについて、本市が選ばれた経緯、目的、進捗状況を丁寧に伺うことができました。糖尿病早期発見、重症化予防の端緒には、定期的に健康状態を確認する機会の特定健診を受けることが重要ですが、本市の国保加入者の特定健診受診率から見えてくる現状を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 伊藤議員の特定健診受診率の現状との再質問に対しまして、保険年金課から、旭市の特定健康診査の男女別受診率及び特定健康診査結果で糖尿病に関し、保健指導判定数値以上の方の割合についてご回答いたします。

まず、旭市国民健康保険特定健康診査における男女別の受診率について、平成30年度から順にお答えいたします。平成30年度の受診率は、男性41.0%、女性は51.3%、令和元年度の受診率は男性41.1%、女性は51.5%、令和2年度の受診率は男性32.1%、女性は39.6%、令和3年度の受診率は男性41.3%、女性は50.6%でした。

また、特定健診の対象となる40歳以上70歳未満の方の年代別受診率につきましては、直近の令和3年度の数値で回答させていただきます。40代の受診率は、男性30.3%、女性34.6%、50代の受診率は男性36.3%、女性43.6%、60代の受診率は男性40.7%、女性50.8%、70歳から75歳未満の方の受診率は男性50.6%、女性61.2%となっております。

次に、特定健康診査結果で糖尿病に関し保健指導判定数値以上の方の割合について、平成30年度から順にお答えいたします。平成30年度では8.0%、令和元年度では9.2%、令和2年度では9.5%、令和3年度では10.1%となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2 番（伊藤春美） 指導の割合が年々増加しているのは顕著に現れています。また受診率も半分以下を切っているところから、ここで再質問させていただきます。

特定健康診査結果でヘモグロビンA1cが高い結果に出るなど保健指導レベルになると、改善のための特定保健指導が行われるわけですが、このようにパーセントも徐々に上がってきている中、どのようなアプローチ、また受診勧奨につなげているのか伺います。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 血糖検査の結果が基準値より高い方に対しては、保健師や管理栄養士が家庭訪問や電話などで受診勧奨や食事、運動、禁煙、適量飲酒など生活習慣に関する指導を行います。その中で、国の定めた基準により動機づけ支援、積極的支援に選定された方へは、初回面接で行動目標を設定し、支援レベルに応じて1か月後、2か月後に電話支援を行い、3か月以上経過後に評価を行っています。

なお、基準値を大幅に超えた方へは緊急訪問を行い、早めの受診を勧めております。また、本人から同意が得られた方を対象に、かかりつけ医や旭中央病院糖尿病専門医と連携を図りながら、保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防プログラムも行っております。その他、健康づくり課が開催する運動教室や栄養教室の参加を勧め、生活習慣の改善に向けた指導を行っています。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

糖尿病、糖尿病予備群に該当した方の中には、生活習慣を変えることが面倒、食事習慣に関心はあるが改善するつもりはない、継続しない、挫折してしまう、様々理由が聞かれました。症状がなければ放置する危険性に実感が湧かないのかもしれませんが。保健指導後、未受診のままや治療中断になっていないか、期間を決めて切れ目のない継続的な受診勧奨をお願いしたいと思います。

次に、（2）について再質問いたします。本プロジェクトについて、今後の展開と取組をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 本プロジェクトの今後の展開と取組ということで、先ほど回答させていただいているんですが、もう一度回答いたしますか。

すみません、改めて回答いたします。

今後の展開、取組としまして、発症抑制については、プロジェクトチームの企画立案によるパイロット事業を今年度下半期から来年度にかけて実施し、その実施結果の効果検証を令和6年度に行った上で、市の施策として本格実施するか等の検討を行う予定となっております。重症化予防については、先ほど申し上げた糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施し、

これと併せて旭中央病院や医師会等との連携体制構築の検討を進めていきます。

千葉大学病院及びノボ社との協定期間は令和7年度までとなりますが、それ以降についても本事業で得られた知見を活用しながら、市民の糖尿病対策、ひいては広く市民の健康増進にチーム旭、オール旭で取り組んでまいりたいと考えております。

また、本事業の研究成果は、千葉大病院により国内外の学会で発表される予定であり、その他厚生労働省などが実施する優良事例表彰への応募も検討していると伺っております。

本事業の実施により、市民の健康増進を図るだけでなく、旭市の名を国内外に認知していただく絶好の機会としても期待できますので、市としても積極的に本事業に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 繰り返しありがとうございました。

2型糖尿病は、ある日突然血糖値が高くなるのではなく、ゆっくり何年もかかって血糖値が高くなり、糖尿病に至ります。サイレントキラーと呼ばれるように、かなり進行しなければ自覚症状がありません。糖尿病の指標であるヘモグロビンA1cについて、知る、測る、コントロールするというセットの啓発が効果的と考えます。

国立国際医療研究センターは、主に働き盛りの世代での糖尿病の予防対策を支援するために、3年以内に2型糖尿病を発症する確率を表示する糖尿病リスク予測ツールを公開しております。健康診断のデータを用いた自分の糖尿病発症リスクを把握することで、多くの人が食事や運動といった生活習慣の改善に自ら気づき取り組むきっかけになると期待しています。また、20代から30代の若い人たちに対しても意識啓発になると思います。ぜひ糖尿病リスク予測ツールを旭市ホームページに掲載してはどうか、また糖尿病に関する情報、人工透析に伴うQOLの低下、予防のための特定健診の重要性やその勧めなど、文字のみでなくイメージしやすいように動画による情報提供からの意識啓発も有効と考えますが、見解を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、糖尿病に特化したホームページは作成しておりませんが、今後、糖尿病リスク予測ツールを含めた糖尿病予防に関する情報を一まとめにしてホームページに掲載したり、CCDプロジェクトと連携しながら啓発していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 糖尿病重症化を抑制、改善させることは、医療費適正化もありますが、人生100年時代、健康長寿の延伸は、個人の生活の質を高める効果に加え、将来の不安を解消することにつながります。この上でのCCDプロジェクトの取組に期待したいと思います。そして健康豊かな健康長寿の旭市になりますよう、市民一人ひとりが健康予防に注意をしていきたいと思います。そのための周知を引き続きよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わりにいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時48分